

令和4年第4回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和4年9月6日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
8番	須藤浩二君	9番	上野信直君
10番	角田勝君	11番	金成英起君
12番	水野秀一君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	岡部真君
企画商工課長	坂本克幸君	農政課長	生田目源寿君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 主事 生方健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ここで、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、8人で23項目であります。

一般質問通告表の中で同趣旨扱いと認められる質問については、議会運営委員会において協議をいただいておりますので、今までの例により一括質問をし、一括答弁を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

同趣旨扱いを事務局に報告させます。

議会事務局長、田子広子君。

○議会事務局長（田子広子君） 同趣旨扱いを報告いたします。

本日お配りしております別紙の一般質問の同趣旨扱いをご覧ください。

質問順2、1番、菅野朝興議員の（1）町ホームページのPR強化で人口増加の実現をと、質問順3、9番、上野信直議員の（4）人口減少に欠かせない町ホームページ改修の進捗はの2項目が同趣旨扱い。

次に、質問順3、9番、上野信直議員の（1）資材の高騰などを理由に中学校建設を遅らすことはあるかと、質問順6、4番、木田治喜議員の（2）浅川中学校建設事業についての2項目が同趣旨扱い。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置き短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思います。

順番に質問を許します。

質問順1、2番、兼子長一君、(1)次世代につなぐ農業振興の取り組みについての質問を許します。

2番、兼子長一君。

[2番 兼子長一君起立]

○2番(兼子長一君) 次世代につなぐ農業振興の取り組みということで質問をさせていただきます。

米価の下落や燃料・資材・肥料・餌代の高騰などにより、農業経営はますます厳しい状況であります。次の世代に向けての農業振興政策の取り組みが大変重要であります。

以下、4点についてお伺いをいたします。

1点目、町長が提唱する「儲かる農業」とは、具体的にどのような取り組みを考えているのか。

2点目、国が定めた「みどりの食料システム戦略」、これに対して町としてどのような取り組みを考えているのか。この「みどりの食料システム戦略」は、農薬、肥料の投入量を抑える、それからスマート農業導入などが盛り込まれております。

3点目、農業委員のタブレット導入により、耕作放棄地や遊休農地発生防止に向けてどのように活用するのか。また、農地の集積や担い手確保にも活用できるのか。

4点目、里白石荒屋郷地内の圃場整備事業は、令和4年度に調査をする予定になっておりますが、現在の状況についてお伺いをいたします。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 答えいたします。

1点目につきましては、ご存じのとおり、農家の収益は、作物の売上げから経費を差し引いたものが利益となります。経費となるものは、ハウスや農機具などの設備費、苗や肥料等の資材費、そして人件費等栽培にかかった費用全てだと思われまます。

このことを踏まえると、売上げが多く、抱える経費や労働時間が短く済む作物を優先的に選択することだと考えております。具体的に申しますと、本町においては、水稻作物が主となっておりますが、最近の米の相場では売上げは厳しいと思われるので、複合経営となる露地や施設での野菜の栽培で農業粗利益が高い作物、例えばキュウリやミニトマト、そしてイチゴ等を高収益作物として、浅川ブランドの確立や販路の新たな確立への支援を考えております。

2点目につきましては、複数農家が一体となった環境負荷低減の取組を支援する法律ですが、個人を支援するものではなく、地域一体となって取り組む事業であるので、まずは制度をよく理解し、もし、実施するならば、町において協議会等を設立し運営する必要があると思われまます。

いずれにしても、7月1日に法律が施行されましたが、国において具体的な方針は今月中に示すことになっておりますので、今後の国の動向に注視したいと考えております。

3点目につきましては、タブレットの活用により、自分の位置情報や近隣の航空写真データ、筆界等が画面に表示され、それを基にピンポイントで耕作放棄地や遊休化のおそれがある農地に出向き、現在の利用状況を確認できることとなります。

なお、農地台帳の管理を行うためのシステムではありますが、多種多様な使い方ができます。出し手、受け手の移行等、各種情報の共有により集積等にも活用できるものと認識しております。

4点目につきましては、今年度、県営事業として採択となっており、幾度と地区役員の方々と話し合いの場を持っているところです。

具体的な進捗状況及び今後の予定につきましては、令和4年度から令和7年度までは現地調査や基本設計、令和7年度から令和12年度までが工事期間となっております。なお、現在はまだ調査には入っておらず、秋口を目安に入る予定と聞いております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目の件は、これ最近、国もそうなんですけれども、この「儲かる農業をすすめる」という言葉がいろんな場所に出てきています。この儲かる農業、これ一口で言っても、今、町長答弁のように複合経営とか、これは随分前からこの話はありまして、皆さん、農家の方あるいは大規模にやっている方は、もう既にこういう複合経営というものは取り組んできています。しかしながら、そう言っても、なかなかその儲かる部分まではいかない。これが実態ではなかろうかと思えます。

度々私も、質問の中でも、「今、農業経営厳しい状況にあります」と、こう言いましたけれども、この厳しい状況だというのは、もう既に、私が高校生の頃から言われていることでありまして、この状況は全く変わっていないし、今回のこの肥料、餌代、それから米価の下落、あと資材の高騰ということで、本当に農業経営がもう立ち行かないのではないだろうか、そういう状況まで今行ってしまったということでございます。

そういった中で、この儲かる農業をいかにすすめていくのかというのが、非常に困難な状況ではないかと私は思います。なので、安易に儲かる農業をやってみますという言葉は、私はあまり使ってほしくないと考えております。当然、農業が儲かるのであれば、こんなに後継者不足とか担い手がいないなんていう問題は発生していないわけです。

さっき町長が答弁したように、売上げと経費を差し引いた残りの収支の話、これは当然であります、いかにその収入を上げていくかというのが非常に問題でありまして、販路開拓が農家自ら販売先を開拓するというのは、やはりこの農業経営の昔からの実態においては、農家個人で販売先を確保するというのは、一部の人は、インターネット、そういったもので独自に販売先を開拓しているという方はおります。しかし、大多数の農家はそうはいかないということで、やはりこの辺の行政としてそういったものの支援策というものを、もうちょっと中身の濃いものをお願いしたいと思います。再度、答弁お願いいたします。

それから、2点目ですが、国が定めた「みどりの食料システム戦略」ということで、これ、去年の5月に農林水産省がこの戦略を策定いたしました。

先ほど町長が答弁したように、7月1日にこの法律が施行されております。なので、まだ具体的にこのシステム戦略についてどう取り組むかというのは、各市町村とも明確な方針は決まっていないかと思えます。

しかし、これからやはり、先ほど言ったように、農薬やら肥やしの値上がりによって、ますますそういった農業経営の在り方、いわゆる有機栽培、そういったものへシフトしていくという、そういう状況を考えてこの戦略だと思いますので、町としても、この戦略に沿ってどう農業行政を進めていくのかを考えていただきたいと思えます。再度、この辺のスマート農業ということで、ドローンの導入とか、そういったものについてのお考えを再度お願いいたします。

3点目の農業委員のタブレットによる農地パトロールの効率化ということですが、これらについても、瞬時に現地で耕作放棄地とか農地の利用状況というのが把握できるというメリットがあると思いますので、これらについては、農業委員さんと連携して、この活用を推進していただきたいと思います。

それから、4点目の里白石荒屋郷地内の圃場整備については、調査についてはこれからという答弁でございました。それで、この調査というのは、具体的にどういう調査をするのでしょうか。再度お伺いをいたします。

令和4年度の当初予算では調査委託費が100万円計上されておりますが、この調査というのは、どういう形で行くのでしょうか。その辺、再度答弁をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最初、今、困難という言葉を使っておりますが、困難だからやらなければならないんじゃないですか。そして、儲かるという言葉は使うなど言ったら、儲かるという言葉を使わなかったら農家はますます衰退するんじゃないですか。儲かるためにはどのようにするんだということを考えなくちゃいけないんじゃないですか。私は、それはちょっとおかしいと思いますよ。やはり、そうしなければ、若い者が農業をやらなと思いますよ。今は本当に高齢者じゃないですか。それをいかに若者にやらせるかでしょう。そして儲かる農業のことを考えなければならない。困難だからこそ新たな道をつくんなくちゃいけないんじゃないですか。それ、私が儲かる農業と言いましたから、じゃ、今年儲かるのか、来年儲かるのか、そういう話ではないと思うんです。やはり下準備を、もう一度さらにしなければならぬと思います。

私、当然、米の販路とかいろいろありますが、買手の方々にも現場を見ていただく。そして、あるいはJAさんともさらに協力して、市場に出向いて、さらにそういう野菜物を売り込まなければならないと思いますよ。困難、困難では、私は進まないと思います。

そして、さらには、今、日本の需給率は何パーセントですか。38%でしょう。やはり38%では確かに駄目です。もっともっと上げるような努力をしなければいけないと思います。それは、当然国と一緒にやっていかなければならないと思っております。

2点、3点、4点目は担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） お答えいたします。

2点目ですが、みどりの食料システム戦略、議員さんからもありましたが、7月1日で施行されております。先ほどの町長の答弁のとおりなんです、町としましては、今まだ待ちの状態でございます。

実は、今月末に石川5町村の首長が集まりまして、母畑におきまして、農水省の職員が来て講演を行います。そちらに各町村の担当農政課長と担当職員も同行しまして、農水省の職員と意見交換をします。それぞれ町村の事情を説明いたしまして、うちの町だったらどのような戦略をするか話をきて、その後このシステム戦略につきましては煮詰めたと思っております。

3点目です。

農業委員用のタブレットにつきましては、若干遅れておりますが、今月末に納品となります。11台です。今月の農業委員の作況調査等には間に合わないの、10月の農業委員会総会に、皆様のお手元にお渡しして、まず、扱い方をご説明申し上げたいと思っております。

先月なんです、農地パトロールの際、説明をしまして、今現在、現状ですと、先ほど議員さん申しました農地台帳、分厚い図面を持ち歩いて山間部に入るのは、大変な思いをしております。まず、扱い方を覚えていただきまして、現場で速やかに操作ができ、各種情報を取得できるようにしたいと思っております。

それと4点目です。荒屋郷の基盤整備ですが、先ほど町長答弁のとおりですが、秋口に調査が入るのは現場ばかりではございません。登記簿の確認とか土地の権利問題、あと利用権の設定、あと作業の受委託の実施状況等ですね、現場の部分もありますが、書類上の部分もございます。

現在、役員の方々と意見交換をしております。今後、動きがあり次第、その都度役員の方とは調整しまして、こちらとすれば窓口、県中農林事務所なんです、そちらと細かい打合せをしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 1点目ですね。町長答弁のように、大変意気込みを感じました。

やはり、本当にこれ重要な、儲かる農業というのは、これから若い後継者、それから担い手確保に向けて、この言葉は大変大事な言葉なんです。だから私は、安易に使ってほしくないというのがその本音なんです。

今町長おっしゃるように、まず作って、いいものを生産する、そしていかに売るか。これが基本中の基本なんですけれども、これが非常に難しい面があります。

町長も、フットワークよく、農協さんの主催したトップセールスに、先日、横浜に農協役員と一緒に行って、農産物のPRに努めたということで、大変そういう行動は評価されると思いますので、そういう点で、これはいかに行政としてその儲かる農業を支援していくかというのが、これからの農政の重要な政策だと思うんです。

そういった点で、いろんな情報を収集して、そして農家の方々にそれを提供する、そういう形をお願いしたいと思います。再度、この辺の取組について、町長のお考えをお伺いいたします。

それから、2点目のみどりの食料システム戦略、今農政課長から答弁がありました。

これも新たな戦略ということで、まだちょっと具体的にどう進めていくのかというのも、各市町村悩んでいると思います。それで、国のほうの説明が近々あるということで、その辺をお聞きしながら、今後、町としてのこの戦略に対しての取組、これを固めていっていただきたいと思います。

それから、3点目につきましては、分かりました。この農業委員のタブレット導入の活用は、これもこれからの取組でございますので、まずは、農業委員さんがそういったものへの操作について熟知をして、そして進めていただきたいと思います。

それから4点目についてですけれども、その調査内容については、今課長答弁があったように、登記簿関係、それから利用権の設定、そういったものの調査をするというお答えでした。

それで、役員と協議していくということなんです、これは何か、圃場整備を進めるに当たって、そういう推進委員会、仮にそういう名称といいましょうか、何かその地区のほうでそういう組織を立ち上げたんでしょうか。その辺、ちょっと再度お聞きをしたいです。

それから、令和4年度から7年度までが、その各種調査やら現地を見るようなこの期間という、先ほど町長の答弁だったんですけれども、随分時間がかかるいいましょうか。それで、令和7年度から、順調に行けばその工事に入るという計画なんです、そうするとこれは、あくまでも今の想定されるスケジュールなので、

今後の進捗状況によっては、これよりもさらに先に延びる可能性があるのでしょうか。

これは長年、この荒屋郷地内の圃場整備については懸案事項でした。本当にもう、あれだけの小さな10アール程度の水田で大型農業機械を導入しても効率が悪いという状況。それから農道、水路もですね、今の経営状況に合わないという状況で、本当にこれ早く、1年でも早くこの事業着手ということをお願いしたいんですが、その辺の今後の見通しについて、再度お答えをお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先々月、横浜の市場に行ってきました、一番トップの方が、福島県はどんどん前に出てきたほうがいいよと言われました。やはり、福島県は今、いろんな面で輸出を控えておりますが、もうそういうの関係ないということなんです。ですから、もう前に前に進まない、本当に儲かる農業の第一歩にならないと思いますので、本当に関係者と、当然JAさんとかいろんな関係者と、やはりこれからはどんどん営業に行きたいと思っております。あと、高齢者から若者にバトンタッチできるように、町としてもいろんな手助けはしていきたいと思っております。

とにかく、町の基幹産業は農業ですから、一生懸命やらさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、生田目源寿君。

○農政課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

4点目の荒屋郷の基盤整備の件です。

まず、おさらいですが、こちらにつきましては、基盤整備受益面積は約20町歩を予定しております。南から行きますと、青砥橋のたもとのところから北は岡野内の境のところまでとなっております。国道118号線両サイドです。

それでは、まず役員なんですが、役員の方いらっしゃいます。里白石圃場整備組合という名前がございます。こちらは、令和2年4月に設立しております。規約もございます。会長は、ちなみに小宅正一さんとなっております。

それと、この進捗なんですが、私も今年度農政課に来まして、県中農林事務所の担当課長さんとも話をしました。おっしゃるとおりなんです。10年後ぐらいの話なので、今、地区の役員の方にしても、地権者の方にしても、担い手の方にしても、10年後だととても見通しが見つからない。1年でも早くお願いしたいということをお返言されておりますので、私めも毎回県中農林事務所に出向きまして、担当の課長さんと話はしてあります。

ただ、採択はうちのほう1か所ではございません。県中管内で7か所採択となっております。その中の1つなもんですから、一斉スタートです。キャッチボールで言いますと、ボールがこちらにないように、常に県中農林事務所からボールが投げられたらば、宿題を出されたらば、すぐ返すようにして、できるだけ条件がよいところでスタートしたいと思っております。1年でも早いということと、ただ、あと一つ、今問題と申しますか、懸案事項なんですが、こちらから118号線を行きまして、小宅製麺所さんを向かって左側、国道から左下なんですが、社川に近くなっております。例の元年台風のときには、あそこ下のほうは水が上がっています。実は、地権者の方、あと県中農林事務所からも、あそこは盛土したほうがいいんじゃないかということで、こちらで概算で土量を計算したんですが、とてつもない数字で20万立方メートルなんです。一番下のところの田んぼで言いますと、一番川に近いところから言いますと、3メートルから4メートル上げなければなりません。

県中農林事務所とも話をしたんですが、皆様ご存じのとおり、玉川村、鏡石町、矢吹町の3町村にまたがる遊水地、国土交通省でこれから工事が始まります。あそこは受益面積が350ヘクタールあるんですが、一律2メートル掘るそうなんです。800万立方メートルの土が出るそうなんです、我々、国土交通省の福島河川国道事務所に向かきまして、その土を頂けないかということで、今交渉しております。20万立方メートルをそちらに残土として処理していただけないかということで、今交渉しております。こちら県中農林事務所と調整をしながら、今年中には回答をいただくことになっているんですが、ほとんどは福島空港の滑走路の北側のところに600万立方メートルは処分するそうなんです、あとの残り200万立方メートルは、まだ見通しがついていないと。うち20万立方メートルは、ぜひ里白石にいただきたいということで交渉をしている状況となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）多世代交流の推進についての質問を許します。

2番、兼子長一君。

〔2番 兼子長一君起立〕

○2番（兼子長一君） 多世代交流の推進について、3点ほどお伺いをいたします。

少子高齢化が進む地域社会の中で子育て世代、若者、高齢者などが様々な不安、悩みを抱えております。第5次振興計画の後期基本計画において、多世代交流の場をつくるということを掲げております。このような課題に向けて、今後どのように取り組むのか、お考えを伺います。

1点目、現在、多世代交流として取り組んでいる事業と今後予定している事業はありますか。

2点目、核家族化により社会的孤立が問題になっております。孤立化を防ぐため福祉、生涯学習、学校教育・幼児教育の連携が重要です。現在の状況をお伺いいたします。

3点目、多世代交流を通じて支え合える地域づくりが大切です。交流場所の設置及び高齢者サロンやボランティア団体、スポーツ団体、子ども会などの活動を紹介するガイドブック作成を検討する考えはあるでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、多世代交流として取り組んでいる事業としましては、多世代交流拠点施設を兼ねているあさかわ図書館において、キーホルダー作りや英会話教室など、親子を対象にした事業で触れ合う機会を設けています。

また、一般の方を対象にした事業で、しおり作りやコンサート、昔話を聞く会などで、おばあちゃんなども参加し、お年寄りと触れ合う機会も設けております。

そのほか、こども園ではデイサービスを訪問して、発表会で披露するお遊戯を見ていただき、その際にお年寄りの方々と手遊びなどをして交流をしており、小学校では、3年生児童が老人ホームさぎそうを訪問し、お年寄りとお遊戯をしたり、歌を聞かせたりしていますが、コロナ禍の影響により中止となっている状況です。

2年生では、町探検の際に、保護者がボランティアとして我が子だけでなく、子供たちと一緒に町を歩き交流しております。

また、公民館における生涯学習事業の各講座や保健センターでのサロン、各種交流事業も実施しておりますので、今後も継続して実施したいと考えております。

2点目につきましては、現在のところ福祉、生涯学習、学校教育、幼児教育などが連携した取組ではなく、それぞれが独自に多世代交流の場づくりを行っている状況です。

3点目の交流の場所の設定やガイドブックの作成につきましては、多世代交流を今後さらに推進できるよう検討したいと考えております。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 今、町長答弁いただきました。

1点目について、今現在取り組んでいる事業はありますかということでお尋ねをしたんですが、非常に、事業としては、今幾つかの形で取り組んでいるということで、これは分かりました。

ただ、2点目の答弁にもあったんですが、この各種事業は、確かに親子間とか、あと高齢者と子供とか、あとさぎそうに行ってもかやってはいるんですけども、今2点目の答弁あったように、独自におのおのその事業に取り組んでいるというのが実態なのかなと思います。

もっとこの取り組んでいる各事業を横断的に連携して、もっと交流の枠を広げる、これが大事だと思うんですね。今、このコロナ関連でこういう事業が、さっき小学生がさぎそう訪問というのが中止になっちゃっているということで、これにかかわらずいろんな面で、このコロナが影響して、思うように人と人との交流ができない状況になっています。特に子育て世代の若いお母さん方、非常に育児についての悩み、そういったものを相談する場が、これは当然保健センターとかそういう役割は担ってはいますけれども、本当に気軽に相談できる人とか、そういう場がないのが実態ではないかと思うんですね。

私、この質問をするのは、もう当然町のほうでは、以前から高齢者は高齢者のサロンやらそういった事業で取り組んできたし、あとは小さい子供さんもそういう分野で、あさかわ図書館を中心にやってきました。

しかし、どうしても同じ年齢、世代が集まって、高齢者なら高齢者だけで集まっているんなことをやる。あるいは親子で、何か図書館に来ていろいろ作ると言っても、これは親と子だけです。あとは、高齢者の方がボランティアで、聞いて、見て、お話し会というんですか、そういった高齢者の有志の方が図書館で子供たちに昔話を聞かせるという、そういったものは、やはりその部分が多世代交流。高齢者と子供のお母さんと、そして子供という、いわゆる3世代が交流している場ですね。こういう枠組みをもっと広げる必要があるんじゃないかと思うんです。

これはやはり、今高齢者は特に孤立化して、ごみ出しにも行けない、買物にも行けない、そういうひとり暮らしの高齢者がやはり孤立している状況ですよ。

そういった観点から、こういう多世代交流という事業を通してそういう孤立化を防ぐというのが大事ではないかと思うんですね。こういった形で進めていただきたい。

それから、3点目については、検討するという答弁でしたので、ぜひガイドブックなりをちょっと作って、そんなに立派なものでもなくてもいいと思うんです。簡単なもので、こういう団体はこういう活動をしていますよというのを広く紹介すれば、そういう場に私も交ざりたいという形が出てくるかと思うので、ぜひこれは検討していただきたいと思います。

再度、町長、お聞きしたいんですけども、この交流の場の枠を広げるということでは、お考えでしょうか、再度お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、交流の枠を今後は広げていきたいと思っておりますが、いかんせん、今コロナがまだまだ落ち着く状況ではありません。まず、コロナが落ち着けばいろんな面でやっていきたいと思っております。

それと、今ちょっとごみ出しにも行けない、買物にも行けないという、これはもう当然大変なことなんですありますが、具体的にいろんな担当課のほうに教えていただければ、それなりの対応はしているつもりであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） ぜひこういう多世代交流の場をつくって、広げていただきたいと思います。

コロナウイルスが、どうしてもこういう事業の積極的な取組を阻害しているというのが実情ですけども、しかし、いずれこういうコロナウイルスもいろんな医療関係で通常の生活に近づく時期が来ると思いますので、今からそういったものを見据えて、こういう計画を持っていていただきたいと思います。

それから今、私言いましたごみ出しやら買物ということで、これは当然福祉担当のほうでフォローはしていると思います。私の近所の方で独り暮らしの高齢者の方いるんですけども、やはりごみステーションに持っていくことさえも歩くのが大変だということで、ホームヘルパーさんにお世話になってごみ出ししたり買物をしたりという方がいらっしゃいます。

これは他町村の例なんですけれども、これもこういう多世代交流の場から広がったと思うんですけども、そういった独り暮らしの高齢者のそういうごみ出しやら買物について、それを登録制というんでしょうか、私、そういうことをお手伝いしてもいいですよということを町に登録して、その方がそういうことを担っているという事例があります。最初は無料でやったそうなんですけれども、やはり頼むほう、独り暮らしの高齢者の方は、どうしてもやはり遠慮してしまうということなので、ごみ出し1回100円とか、買物1回100円という形でやって、頼むほうも頼みやすいということになったようです。

そういう事例もありますので、今後の取組の方法として検討していただければと思うんですが、再度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今のところ登録制は考えておりません。

それで、例えばごみ出し、独りの方ができないと言え、やっぱり本来であれば、隣近所の方がそれなりのお付き合いをしておりますので、毎日のことでありますから、本当に今は隣近所のお付き合いがなくなったのか何だか分かりませんが、今のところ登録制は考えておりません。

あと、独りの方が孤立することは、私はあってはならないと思っておりますので、どんなことがあっても福祉だけは衰退することはありませんので、よろしくをお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、1番、菅野朝興君、（1）町ホームページのPR強化で人口増加の実

現をの質問を許します。

1 番、菅野朝興君。

〔1 番 菅野朝興君起立〕

○1 番（菅野朝興君） 町ホームページのPR強化で人口増加の実現をということでございまして、浅川町の課題として人口減少があります。これまで様々な提案がなされていますが、より具体的な定住・移住者を増やすためのアプローチが必要かと思えます。何点か伺いいたします。

1 つ目は、以前にも質問していました定住・移住の補助金制度や子育て手当の補助金などのパッケージを作成したのかどうかということです。

2 つ目は、ホームページのトップ画面に、町の写真の半分にパッケージ化したものを貼り付けるなどして、トップ画面を開いた瞬間に町の特徴が分かるような工夫をしたほうがよいのではないかとございませう。

3 つ目に、リモートワークの発達により田舎でも仕事ができる業種が増えました。田舎暮らしのよさなどを盛り込んで特設ページをつくり、PRをしたほうがよいのではないかとと思えます。

それと、今回ちょっと間に合わなかったんですけども、4 つ目として、今回の質問には載せることができなかったんですけども、以前に同僚議員から質問されていた町のホームページの閲覧数ですね。このカウンターというもの、見られるようにしたほうがいいと。また、町ではその状況を分かったほうがいいというようなことで質問があったかと思えますが、実際、何人ぐらいの方が閲覧しているのかということ。ページや項目ごとにどのようなものが見られているのかということの統計などが分かっているのかというようなことをご質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、9 番、上野信直君、（4）人口減少対策に欠かせない町ホームページ改修の進捗はの質問を許します。

9 番、上野信直君。

〔9 番 上野信直君起立〕

○9 番（上野信直君） 町のホームページを浅川町の魅力を広く全国に発信するものに改修することは、浅川町への移住・定住者を生み出す上で決定的に重要だと思えます。

ホームページの改修は、これまでの議会で何度も取り上げましたが、役場の組織改編で今年から企画部門ができましたので、改めて4 点伺いたいと思えます。

1 点目です。人口減少対策として浅川町の魅力を広く発信し、移住・定住につなげる上で欠かせない町のホームページの改修は、現在どこまで進んでいるのか伺います。

2 点目です。どのようなホームページを目指しているのか。具体的な自治体のホームページがあれば、その自治体名を伺いたいと思えます。

3 点目です。ホームページの作成や更新は、これまで外部に委託してなされてきたいと思えますが、職員の中に得意な人がいて、職員でできると、こういう状況はないのでしょうか、伺いたいと思えます。

4 点目ですが、新しいホームページはいつ頃できるのか、見通しを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、1番、菅野議員にお答えいたします。

1点目、2点目、3点目について一括してお答えいたします。

現在、町ホームページのトップページ改修を進めておりますので、完了後に定住・移住や子育てなどに関する情報をパッケージ化し、目につく場所に配置することを考えております。

また、浅川町のよさ、特徴を分かりやすく伝えていけるよう創意工夫していきたいと考えております。その中で、特設ページの作成なども含め、浅川町のよさ、田舎暮らしのよさを伝えていけるようにしたいと考えております。

次に、9番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきまして、町ホームページの改修は9月30日までの予定となっております、現在、レイアウトの案などを各課等に確認してもらい、意見をいただいているところであります。

2点目につきましては、1番議員にもお答えしましたとおり、浅川町のよさ、特徴、浅川町にしかないものを分かりやすく伝え、浅川町に興味を持ってもらい、移住・定住につながるものにしていきたいと考えております。具体的には、特定の自治体を参考にはしておりませんが、よいものがあれば、随時参考にしていきたいと考えております。

3点目につきましては、新たな情報の掲載や更新などについては職員でできますが、ページのレイアウトを変える、アイコンを追加するなどのホームページの基礎部分については、業者をお願いすることになります。

4点目につきましては、1点目でお答えしたとおり、9月30日までの改修を予定しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） すみません、4点目についてのところが、この質問には載っていなかったのですが、できる範囲でお答えしていただければと思ったんですけども、町のホームページの閲覧数ということで、どれぐらい町のホームページが外部から見られているかという部分について、少し答弁をいただければと思ったんですけども、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

4点目の質問についてですが、今回の通告に載っておりませんでしたので、閲覧数等は特に確認はいたしておりませんでした。調べて、すぐ分かるようなものでしたら、後ほど分かる範囲でお答えしたいとは思いますが。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） そうですね、1番から3番目の点については、町長から力強いパッケージ化をして、ぜひ見やすいところに、ホームページのトップ画面かどうかはあれなんですけど、見やすいところに作ってやっていただけるということでしたので、ぜひ推し進めてやっていただければと思います。

それで、4点目のところは、すみません、こちら今回の一般質問には載せませんでしたので、後ほど、何かその資料というか、いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、上野信直君。

○9番（上野信直君） 9月30日までの予定でという、9月30日までは新しいホームページができますというので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

お尋ねをしたいのは、今どういう方法でこの改修事業を進めているのか。どうも、何かほかのいいところを参考にして進めているというのでもなさそうだし、職員の人たちだけでやっているんですか、それとも業者が入ってやっているんですか。その辺の状況を伺いたいと思います。

それから、情報の更新はできますよね、職員でも。これは簡単だと思うんですけども、アイコンの追加などは業者をお願いするようになるだろうというお話でした。しかし、私は職員の、特に若い職員の中には、こういうのもできる得意な職員というのはいると思うんです。ただ、担当課にいるかどうかは、それは別ですけども、全職員の中には恐らくそういう方いるだろうと。そうすると、やはり縦割り行政を、そのところは廃して、そういう方の力を借りて、一々業者に委託をして、時間をかけて、お金をかけてやるんじゃなくて、速やかにいいものができる、そういうような形ができれば一番いいなというふうに思うんですよ。

ですから、その辺のところを、ぜひ、職員の能力というのですか、確認してもらって、それで他の課でもその仕事はできるというふうな仕事の割り振りを変えてもらって、ぜひホームページの改修に協力する、こういう体制を取っていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） どういう方向で進めているのか、職員だけか、業者を入れているのかということは、担当課にまず答弁させていただきます。

あと、2点目のアイコンを業者任せでなく、若い職員にできる方がいれば、そういう方向でやれという方向でございますが、私も本当にそのとおりでと思います。そういう職員がいたら、積極的にやらせたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えします。

ただいまのホームページの改修の件ですが、先ほど町長答弁にもありましており、ホームページの基本的なレイアウトの部分は今変更しておりますので、基本的な改修につきましては、業者のほうにお願いしております。その中で、町長答弁にありますとおり、各課からこういうレイアウトでいいかとか、いろんな意見をいただいて、それを基に改修をしているところです。

また、職員で、ほかの課の方にもやっていただくということもありますかというご質問がございましたが、専門的な部分になれば、やはりちょっと一般の職員では難しいのかなという部分もございますが、どの程度だったら職員でもいじれるのか、そういう部分も確認しながら今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本的なレイアウトは業者をお願いをしていると。これ今まで、町のホームページを作ってきた業者の方ではないですね、もちろん。今までのホームページは不評だったので、その方に依頼して、

新しいやつを作ってくれと言ってもいいものができるというふうには思わないんですけども。

これ、どういうふうにしたらいいのかな。やはり優れたホームページを持っている自治体がありますよね。コンテストもありますよね、ホームページコンテスト。ああいうところで上位になったところというのは、物すごく見やすいと思うんですよ。そういうのを参考にして、業者の方にも、これは担当課のほうの仕事になるんだらうけれども、積極的にいろいろ提言をして作っていただきたい。業者が作ってきたものを、受け身で受け取って評価して、どうのこうのというんじゃなくて、積極的に担当課のほうで提言をして、いいものを作っていただきたいなというふうに思います。

それから、職員でできる部分があるとすれば、企画課の職員じゃなくても、その仕事を手伝えるというのは、これは組織上できますよね。その点、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） ホームページの改修につきましては、今までのホームページを作成している業者と同じところに基本的にはお願いをしております。

特定の市町村、参考にしていないということでお答えしましたが、いろんなどころを参考には見っていますが、何を指すのがいいかとかいろいろありますので、いろいろ各課からの意見等も聞きながら進めていきたいと思っております。また、議員さん方も、このホームページのここの部分がすごかった、この部分がすばらしかった、この文章が分かりやすかった等があれば、ぜひお教えいただきまして、それも参考に取り入れていきたいと思っております。

ほかの課の職員等に情報の入力とかをやっていただくという話ですが、役場全体的なことになりますので、私個人の意見で、ぜひやってもらいますとか、そういうことはちょっと言えませんので、それは控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 積極的にホームページを改修して、町の魅力を発信していきたいと思っております。それにより移住・定住、そしてまた浅川町の文化がさらに有名になると思っておりますので、今後力を入れていきたいと思っております。

〔「議長、答弁漏れがありました。組織的にそういう有能な職員をその仕事に携えることはできるのかという部分の答えがありませんでした」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 失礼しました。今ほどいただいたおただしの件でございますが、厳密に解せば、各職員には、担当課の仕事を命ずるというか、具体的に担当課を指定した発令がなされておりますので、基本的には、ほかの課の仕事を柔軟にすぐできるかという、ちょっとその辺の発令辞令の関係とかを、もうちょっとよく調整しながら確認は必要かなと思っておりますが、ただ、限られた人員の中で、よりいいものを作っているとしたときに、議員おただしの各課縦割りだけの仕事をしていると、どうしてもその限界があるという部分もありますので、ちょっと前向きな提案ということで、今後、引き続き研究というか、引き続き検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）町内農業を推進する政策の周知をの質問を許します。

１番、菅野朝興君。

〔１番 菅野朝興君起立〕

○１番（菅野朝興君） 町内農業を推進する政策の周知をということで、農産物の販売の自由化やコロナ禍、ウクライナの戦争などにより、日本の農家の生産の負担だけが大きくなっております。食料自給率も低下の一途をたどっており、万が一のための食料は不足しているかと思えます。国は、農家を守り、生活できるような体制を取る気がないのではないかと見受けられます。ですが、隠されているかのように、優遇措置というものがたくさんあるということでございまして、活用しないと損ばかりしかないという状態になっております。何点かお伺いいたします。

１点目は、農業法人化の申請をすれば、県からの優遇があると聞いたが、若い世代や知らない人に周知して活用していただくべきではないかということでございます。

２点目は、辺地債という制度もあり、かなりの補助が受けられるが、新しく事業を始めたい、若い世代や知らない人のためにも、これも周知していく必要があるかと思えますが、２点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目につきましては、専業農家、いわゆる認定農業者の方々が対象になるかと思われまます。新規就農になれる方がすぐに法人設立とはいかないのではないかと考えております。

町といたしましても、先日、農業委員会主催の農業講演会において、講師の先生より法人設立の話がありましたが、その際の町の体制といたしましては、担当課である農政課において、県農業改良普及所や県農業会議等、関係機関と連携し、相談できる体制を整えております。

農業法人となれば、融資や税制上のメリットもあります。今後、関係者には、さらに周知してまいりたいと考えております。

２点目の辺地債につきましては、辺地を有する市町村が総合整備計画を作成し、その計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債となります。

なお、対象となるのは、交通通信、厚生、教育文化、産業振興施設等、様々な施設となります。

今後、町農業の展開によっては、検討したいと考えております。

○議長（水野秀一君） １番、菅野朝興君。

○１番（菅野朝興君） １点目、２点目について、様々に進めていくということでご意見をいただきました。

町長が同僚議員から、先ほど儲かる農業ということでお話を聞かせていただきまして、都市部、横浜のほうに行かれて、それでいろいろご相談をされたということでございまして、様々にこういう提携というものがあると思いますが、何かその都市部の商店街とか、大学とか、いろいろほかの分野で、直接農業関係のものでなくて、そういう商店街のものと提携したりとか、直販ということで、JAを通さないというんですか、直販で売ったほうがいいのではないかなというようなご意見もあるかと思えますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 儲かる農業は、当然これは都市部のほうに営業も大事でございます。そして、まずは、私は、その買手の方々に現場を見てもらう。これは大変なことではありますが、現場を見てもらうこと。そしてまた在京浅川会、ご存じですよ。やはりこの在京浅川会に何百人という会員がいるんです。そしてまた、東京で成功している方が何人もおります。そういう方々に、やはり地元の農業が作ったものは全ておいしいというのは、まず知っていると思うんです。まず、私は、在京浅川会とか、そういうJAさんとか、そういういろんな都市部に行ってPRをしてきたいと思っております。

それは、私一人ではできません。皆さんと共に協力し合いながらいかないとやっていけないと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、9番、上野信直君、（1）資材の高騰などを理由に中学校建設を遅らすことはあるかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 浅川中学校建設事業は、昨年度1,617万円をかけて基本設計を策定し、今年度、その基本設計に沿って実施設計を委託する予算が、3月議会において全会一致で可決をされ、5月31日に5,478万円が福島県建築設計協同組合に委託されました。現在、実施設計が作られていると行政報告がありました。計画では、来年度から工事が始まり、今の中学1年生が3年生になった再来年に新しい校舎が出来上がって、年度途中から新校舎で学ぶことができる予定になっています。

この事業の大本にあるのは、今の中学校校舎には必要な耐力度がなく、大きな地震などがあつた場合に、生徒の安全が保障できない状況になっているということであり、大事な子供を預かる町の責任として、安全な校舎を建設することは、最も急ぐべき課題だと思います。

工事着工を目前にした今、改めて学校建設事業の根本的なところを6点伺いたいと思います。

1点目ですが、中学校建設は、将来中学校敷地に小学校を建設するという前提で進められております。そこで、まず、小学校を今後新築する理由。特にそこで学ぶ子供たちにとっての必要性を改めて伺いたいと思います。

2点目ですが、その新築しなければならない小学校を、中学校敷地に建設する理由を改めて伺います。

3点目です。中学校建設を急ぐ理由についても、改めて伺いたいと思います。

4点目です。現在、円安などを背景に建築資材が高騰しています。また、必要な資材が入手しにくいという状況もあるようです。

そこで、資材の高騰や資材不足などを理由に中学校建設を遅らせることはあるのかどうか伺いたいと思います。

5点目です。6月議会で他の議員さんの一般質問に対し、町は、小学校建設は5年以内に見通しを示したいというお答えをしました。しかし、見通しなら5年もかからず示せるのではないのでしょうか。小学校建設の見

通しをもっと早く示すことについて、考えを伺います。

最後の6点目ですが、子供たちのために必要な学校建設事業であれば、他の不要不急の事業を抑制してでも最優先で成し遂げるべきではないでしょうか、認識を伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君、（2）浅川中学校建設事業についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 浅川中学校建設事業についてお尋ねします。

現在、関係各位のご努力により中学校建設が進められていることは存じますが、当町にとっても大事業であり、町民にとっても非常に関心度の高い事業であります。

私も定例会の一般質問で、補正、予算審議等で質問させていただいていますが、実施設計が行われている状況において、科学的には初期に戻って、進捗、構想を含めて、庁内における統一の見解をお伺いします。何点か伺います。

1点目に、先ほど来から、これも以前にも質問しているんですけども、中学校を3階建てにした前提に小学校建設があると思いますが、小学校建設の建設時期について、同僚議員からも質問があつて重複するとは思いますが、議事録では、小学校10年目目安議論といい、町長答弁では5年を目安にという議論になっています。確認の意味で、庁内における統一の見解を再度お伺いします。

というのも、複数の町民の方から、これだけ出生率が下がり生徒数も減少傾向にあるにもかかわらず、現状と同じ3階建てにする意味が理解できないと。それから、同敷地内に小・中学校を建てる最大限のメリットを生かして設計されるのだろうか。安全性からも低階層が数段上で、東日本大震災を経験している状況においても、地震の際には3階建てより地震力が半減するという報告がありますという話です。また、小学校建設が前提となっているのであれば、小学校建設の構想も同時に必要ではないか。これが先ほど言いました10年とか5年かというような構想の前に、小学校も構想が必要ではないかという声もあります。

それから、2点目に、中学校建設実施設計の進捗状況及び委託業者との打合せの頻度について、どのような定例的な協議を行っているか、こちらをお伺いします。

それから、3点目に、建設検討委員会の解散後に、庁内に建設対応の組織はあるのかどうか。教育課1本でやっているのかどうか、これもお尋ねしたいと思います。

4点目に、建設費用について、具体的な検討がなされているか。また、どのような内容になっているか伺います。

当初の予定とどの辺が違って、ここはこうだと、これはこれから前向きにちょっと検討しなければなんないねということがあれば、お尋ねします。

それから、5点目に、現下の環境等を考慮して中学校建設時期の変更はあり得るか。これも先ほどの同僚議員と重複しますが、建設時期の変更ですね、こちらのほう、どういうふうにされているか。こちらのほうお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 初めに、教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

初めに、9番、上野議員にお答えいたします。

1点目につきましては、浅川小学校も北校舎が築53年、南校舎が築41年、体育館が築57年と老朽化が進んでおります。

子供たちにとって、新しい時代の学びを実現する学校施設、これを整備することで、明日もまた行きたいと思えるような教育環境を整えてやるのが大事であると思っております。

2点目につきましては、次の理由を考えております。

本町は、小・中学校が1校ずつであるため、固定化された友人関係になりがちです。同じ敷地での小・中学校とすることで、大きな集団の中で生活することになり、子供たちにとって、将来の社会生活におけるよりよい人間関係の築き方を学べるものと考えます。

また、小・中学校の児童生徒が交流しやすい環境となり、中学生にとっては小学生に対する思いやりの心が育ち、小学生にとっては中学生に対する憧れを抱いて中学校生活への夢や希望を持つことができるものと考えます。

また、中学校に入学する際、小・中学校が同じ敷地であることで、子供たちにとって、いわゆる「中1ギャップ」と言われる環境面でのギャップを小さくできるものと考えます。学校施設面の環境が大きく変わることによって登校できなくなる子供にとって、同じ敷地は環境の変化を軽減でき、学校になじみやすくなるものと考えます。また、こうした不登校の子供への対応について、小・中学校教員の連携が図りやすくなります。

それから、小学校教員と中学校教員の学習指導面、生徒指導面での情報交換など、小中連携教育が行いやすくなります。

さらには、小学校が移転したときに、跡地や既存校舎の活用をすることで、町の老朽化施設問題の解決につながるものと考えます。

以上が理由となります。

3点目につきましては、浅川中学校は築44年がたち、老朽化が進んでいます。令和2年3月に行った耐力度調査では、「構造上危険な状態にある建物」との診断結果でした。子供の命を預かる学校の建設は、もはや待ったなしの状況と言えます。

4点目につきましては、建築資材の価格は現在、ウクライナ危機等の国際情勢により高騰したまま高止まりの状況です。しかし、建設を遅らせても、この状況がいつ回復するのかわは見通しが持ておらず、中学校建設が子供たちの安全面から焦眉の急であることを考えると、遅らせるのではなく予定どおり進めたいと考えております。なお、価格の高騰については、常に最新の情報に目を向けていきたいと考えております。

5点目につきましては、町長より答弁いたします。

6点目につきましては、町長部局とも連携を図りながら、優先順位を検討していきたいと考えております。

次に、4番、木田議員にお答えいたします。

1点目につきましては、町長より答弁いたします。

2点目につきましては、6月1日からの着手となり、8月末現在で、全体工程の約35%となっており、委託業者との打合せとしましては、6月に2回、7月に2回、8月に2回打合せを行っております。

3点目につきましては、庁内における建設対応組織はありませんが、昨年度から引き続き、一般財団法人ふくしま建築住宅センターの技術的支援をいただきながら進めているところであります。

4点目につきましては、大きく、建築工事、電気設備工事、機械設備工事として建設費用の算出をすることになりますが、詳細な打合せを進めた中で、建設に係る費用の積み上げをしていくため、具体的な建設費用は提示できませんが、建築資材の価格も、ウクライナ危機等の国際情勢により資材高騰したまま高止まりの状況でもありますので、当初予定事業費から建設費のさらなる上昇が避けられないものと考えております。

5点目につきましては、9番議員への答弁のとおりです。

私からは以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 9番、上野議員の5点目と4番、木田議員の1点目については、併せてお答えいたします。

私も可能な限り速やかに見通しを示したいと思っております。しかしながら、財源確保が大きな課題であり、財源の見通しを得るには、歳入歳出の見直しが避けられませんが、見直しを一気に進めることは難しく、議会や町民の皆さんの理解を得ながら、段階的に進める必要があると考えております。

また、小学校だけでなく、役場庁舎や公民館、体育館なども老朽化対策が急務となっており、財源の見通しを持ちながら、これらの施設の優先順位を整理する必要もあります。

いずれも丁寧な議論・検討が必要であり、短期間で整理することは困難であることから、一定の期間が必要であると考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 再度質問をいたします。

具体的な答弁に対する再質問の前に、行政報告で町長が報告をされました小室源四郎・ヨシコ夫妻の奨学金について、これは最初のお約束では、利子を運用して元本には手をつけないでくださいという、そういう約束だったと思うんですけども、お願いをして、話合いをして、そして元本が使えるようになったというような報告があったと思います。

この点について、もう少し具体的に、大体金額が幾らぐらい使えるのか、大変これ、2億何千万たしかあったと思うんですけども、それが学校建設に使えるというふうになれば、これはすごく明るい材料ですので、その点について、詳しくお聞きをしたいというふうに思います。

それから、1点目、2点目に関しては、小学校を中学校のところに移す必要性というのは、よく分かりました。

教育長が答弁されたものは、もちろんこの浅川町学校施設整備基本構想、おととしの12月にできて、全議員に配られたものでしたか、違ったか、最近だったっけか、配られたの。でも、この内容の骨子は議員のほうに

伝えられていると思うんですけども、そこに明確に書いてあります。一般質問の答弁でも、これに沿った答弁がこれまでもなされてきたというふうに理解しております。

基本的には、中学校は老朽化して危険校舎だけれども、小学校も中学校よりももっと老朽化している。北校舎の普通教室ですね。ところもあれば、新しいと思っていた南校舎でさえ中学校よりも4年後にできただけで、老朽化を迎えると。こういう状況で、やはり中学校も新しくしなければならぬけれども、小学校も新しくしなければならぬ、こういう課題が町にはあったということで、これを両方一回の機会に解決できれば一番いいと。小・中を1か所に持ってくるというのが、子供たちの成長にとってもいいだろうと。こういうことで、この基本構想がつけられたということで理解をしてよろしいですね。その点、1点確認をしたいと思います。

それから、中学校の改築というのがクローズアップされたのは、耐力度調査をした結果です。耐力度調査をして、危険校舎です。耐震強度は持っているけれども、耐力度のほうでは危険校舎だよということが数字的にも明らかになって、これは急いでやらなくてはならないというふうになったと思います。

ですから、小学校についても、これ、耐力度調査を試みたらどうですか。この点についてのお考えを伺いたいというふうに思います。

それから、3点目として、中学校の敷地に小学校を持ってくる。これは小中が連携して9年間を見通した教育をするんだよということでありましてけれども、もう少しはっきりと、小中の一貫校を目指すのか、義務教育学校を目指すのか、そのところがいまいまだ漠然としているので、その辺はどういうふうにお考えなのか、いつ頃議論をして方向性を示すという考えなのかどうか、伺いたいというふうに思います。

それから、最後ですけども、確かに財政的に小学校がいつになるかの見通しを示すのは難しいと。これはそうだと思います。ただ、小学校がいつになるかが全く分からない。こうなると、何で中学校は3階建てにするんですかという話、これは必ず出てくると思いますよ。小学校を隣に造るので、スペースの関係上、2階建てではなくて3階建てにしないとできないから、こういうことでしたよね。でも、その小学校がいつできるのかさっぱり分からないと。こういう状況では、3階建てにする必要性というのが実感として出てこないと思うんですね。

ですからこれは、可能な限り、なるべく早く、小学校建設についても具体的な計画を示すということが必要だろうというふうに思います。

見直しについても、やはりいろいろな不要不急の事業を見直しをして、最優先事項で、中学校をやって、小学校もやると。小学校だって老朽化しているんですから。ああいう北校舎なんて、言っちゃ悪いけれども、半分幽霊屋敷みたいな、そういう状況になっているので、そういうところで子供を学ばせるよりは、やはり教育長がおっしゃった「明日も行きたい」と思うような学校をなるべく早く造る。これが浅川町にとっての最優先事業として掲げてもいいのではないかとこのように私は思うんですけども、その点についての考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 最後だけ答弁させていただきます。あとは教育長に答弁させていただきます。

中学校をなぜ3階にしたのか。やはり前回もお話したとおりに、小学校を持っていく予定で3階建てにいたしました。

それで、本来であれば、小・中学校を一気にやりたかったんでありますが、2年前、財政的に大変厳しいということで、中学校だけにまずはさせていただきました。本当にこれは、私にとっては断腸の思いであります。

それで、もう本当に小学校もかなり駄目でありますので、耐力度テストですか、これも教育長らとお話をしながら検討させていただきたいと思います。

とにかく、公共施設は、本当に全てが今大変な時期を迎えておりますので、まずは小・中学校を進んでやっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） ご質問の1点目、2点目、4点目につきましては、ただいま町長より答弁があったとおりです。

3点目ですが、小学校を中学校に持っていくということで、一貫教育なのか、義務教育学校なのかということですが、これにつきましては、6月議会でもお答えしているかと思いますが、もし一貫校に移行するにしましても、義務教育学校に移行するにしましても、その前段階として小中連携教育、これを行いたい、そのように考えております。一貫校にするか、義務教育学校にするかは、その後検討して、そちらのほうに移行するというでもいいのではないかなというふうに考えております。

この小中連携教育ということですが、私は小学校を中学校敷地に持っていく大きな第一の理由、教育上の理由としまして、やはり小学校の先生と中学校の先生が連携をして教育を行っていく。それは、今、小学校と中学校、500メートルぐらいの距離ですが、近いんじゃないと言われるかもしれませんが、実はなかなか500メートルと言いましても、今ちょっとしたことで小学校の先生が中学校に行く、中学校の先生が小学校に行くということは、教員の多忙化ということも言われておりますが、なかなか難しい状況です、実際には、電話でもいいんじゃないと言われるかもしれませんが、やはり私は、小学校の先生と中学校の先生が、何かあれば対面で、この対面というのが非常に大事だと思うんですね。面と向かい合って、すぐに情報交換ができると。そういう環境が大事であると私は考えております。

ということで、教育の在り方で言いますと、小中一貫教育、それから義務教育学校というのがあるんですが、これは、義務教育学校は校長が1人になるんですね。あとは小中一貫校、これも9年間を見通した、小学校1年生から6年生、そして従来の中学生になりますと、7年生、8年生、9年生となってしまいますね。小学校を終わるときに一区切りとして卒業式、そういうものもやらなくなる場合もあります。

ですから、やはり小学校と中学校の区切りというのは、非常に大事だと私は思っておりますので、まずは小中連携教育、これも教育の在り方として非常に大事な教育であると思っておりますので、その小中連携教育の中に小中一貫校と義務教育学校、これが含まれてきますので、小中一貫校と、それから義務教育学校、そのいいところ取りをしたのが小中連携教育というふうに考えていいのかなと私は思っているんですけども。

ですから、ちょっと義務教育学校、それから一貫校というのは、もうちょっとやはり、私は十分な検討が必要なのかなというふうに考えております。

まずは、近い距離での連携教育を行っていききたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、小室源四郎・ヨシコ夫妻奨学資金基金の取崩しの関係について、私のほうから説明をさせていただきます。

この基金の関係につきましては、昨年から、町の財源の確保ですね、そういった意味で、内部のほうでもいろいろと検討してきたわけでございます。

その中で、やはり小室源四郎・ヨシコ夫妻基金のほうの、この基金の今現在貸付けの申込みがないという状況がかなり続いていたということもあり、この取扱いについても、町の中でうまい方法はないかという形で検討してございました。その中で、先ほど申し上げました中学校の建設事業に係る財源確保という意味で、親族の方、それから基金創設時に弁護士という形でいろいろとお世話をいただいた関係者の方に、いろいろとご相談を何度かさせていただきました。

その中で、本来の基金の取崩しについては、議員さんのおっしゃるとおり、基金の取崩しはなしで、運用に伴った形での基金の貸付けという形になっておりますが、今回、このような中学校の建設事業、町の厳しい財政状況というようなお話をさせていただいた上で、今回、そのようなことであれば、中学校建設事業の財源の一部に充てていただくということは、教育という観点から、そちらのほうについては賛同いたしますというご了解をいただきましたので、今回の行政報告という形を取らせていただいたところでございます。

基金の取崩しの額につきましては、元本で持っているものの金額につきましては1億4,500万円なんですけれども、このうちの全部取り崩すか、もしくは1億にするかとか、そういった部分については、これから財政のほうといろいろと協議をしながら進めていきたいとは思っておりますけれども、親族の方、それから関係する方につきましては、そういったところも含めて、使用については、町のほうにお任せいたしますというご賛同はいただいておりますので、その旨、ご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 小中連携については、まず連携でやってみて、それで一貫校にするか義務教育学校にするかはその後決めればいいと、こういうことかなというふうに思います。それも一つの方法だなというふうに思います。

私も議会は、3月議会の後になってしまいましたけれども、2つの小学校を視察しました。どちらも小学校と中学校がほぼ一緒になっている学校で、それで、たまたま行ったときに、中学生が小学生にいろいろと教えているとか、廊下の広いスペースのところで優しく教えている、そういう光景も見かけて、ああ、小中連携だとかいうことができるのかということで、何人もの議員さんも目にしたと思うんですけども、こういうのがいいねというお話があったというふうに思いますので、これはぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それから、小学校がいつになるかという、これは確かに、町長もなるべく早くということなんですけれども、議会では5年という話が出ました、見通し示せるまでに5年。でも、今回、小室源四郎・ヨシコ夫妻のお金の話もありましたし、もうちょっと早めに見通しが示せるんじゃないかというふうに思うんですけども、大体何年ぐらいを目標に示していただけますか。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 大変難しいんでありますが、やはり5年以内に何とか見通しは示したいと思っております。

これは、今、2年、3年という言葉は出ません。とにかく5年以内には示していきたいと思っています。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 同趣旨内容の質問なので、私が質問したいなと思っていることも相当数やっていただきました。

それで、今回の私の質問の趣旨なんですけど、統一の見解を求めるといふふうになっています。ですから、この議場において、前回もそうだったんですけども、教育長がこう言っています、町長もこう言っていますじゃなくて、町としてどうなんですかねということで、多分同僚議員も聞いたんだろうと思います。

町長の意見は主ということになれば、先ほどで言うと5年以内というのが統一の見解だし、それから、小中一貫校、義務教育学校については、今のところはそれを考えていないし、連携を強化するんだという内容だということで、統一の見解だといふふうに理解しました。

それで、私どものほうから1問、2問と質問させていただいたのは、町民の率直な疑問を議場に届ける必要があるだろうということで、1点目、2点目についてちょっと質問させていただきました。

それで、業者との打合せ頻度、月2回やっているということで、これはどんどん向上していただければといふふうに思っています。

3点目です。先ほど来からも同じような趣旨で質問あったかと思うんですけども、いわゆる縦割りじゃなくて、こういった大事業については各専門、それなりのスキルのある方が、専門的見識を持っている方の結集が必要じゃないかといふふうに私は常々思っているんですけど、これは今ないということなんです。

建設費用についても、前回の一般質問でも申し上げましたとおり、また回答が返ってきました。円安で建設業界のオイルショック、鋼材の高騰などで納期等にも影響があるんじゃないかと。内容によっては、本当に建設できるんだろうかということも思われますし、ぜひ、その財政的な面も含めて、それはいろんな一般財団云々の方に相談しながらやっていると言いますが、庁内で財務の専門課も踏まえて検討していただければなといふふうに私は思っています。

というのも、7月に、昨日ですか、代表監査委員の報告がありました。共に3年度の決算審査を実施しましたが、地方公共団体財政健全化法に基づく実質公債費、それから将来負担比率等には今の時点では問題ないという結果で、なおかつそれも報告させていただきましたけれども、財政状況を把握するということは、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、非常に重要なファクトであるということは、これは皆さんが疑うところがないと思うんです。

それで、前回もちょっと、突然の質問だったのであれだと思んですけども、この公共事業をやる場合に、この計算なしでは事業を進めることは不可能だといふふうに私は思っていますので、中学校建設償還期のピーク時の実質公債比率ぐらいい出していただきたいなど。ぜひ回答いただければと思います。

なぜかと言いますと、令和3年2月の全員協議会で小中一括建設34億に対しては、この数値が出ているんですね。きちっと説明していただきました。公債費比率がどうだ、将来負担比率がどうだというような話もしていますので、ぜひ、じゃ、中学校建設だけになったということにおいても、その辺がどうなのか、ぜひとも示

していただきたいなという意味で伺います。

それから、先ほども同じような質問ありましたが、町長の活動報告春号に、浅川中学校の建て替え、どんな中学校にという基本理念がありました。

その中には、将来的には小中一貫校、義務教育上の活用とありました。これ書いてあります。教育長の回答は、今のところ小・中連携で、小中一貫校、義務教育校は考えていないと。ただし、つくるのは簡単ですよという話も聞いています。

浅川町の教育にとっては最重要項目ですので、これも構想は、多少の言葉のそご、町長の考え方、教育長の考え方、言葉のそごがあつて、内容は一緒なのかもしれません。それは分かりませんが、それで賛否両論、小・中、それもいろいろあるというのは伺っていますけれども、賛否両論あることは承知の上で、これの統一の見解をもう一度お願いしたいなというふうに思っています。

それから、基本構想の中で、小学校、中学校同敷地内に建てるのを、説明として、先ほども回答がありましたけれども、連携強化が挙げられています。それは総合戦略にもうたっていますし、その総合戦略の中では、小・中の連携のための会議も開くんだということも明記されています。

じゃ、昨年と今年、何回ぐらい開きましたか、連携のために。それをちょっと参考まで伺います。

それから、基本構想にも、3年度より小中連携教育を実施すると書いてあります。これも実際されたんでしょうか。これも伺いたいと思うんです。

それから、基本構想の中に、平面の検討なんていうのもございます。その中に、職員室を一室つくって、いいですか、職員室を1個つくって、その中に小中の教職員が入るように、情報交換するんだということが基本構想の中に明記されています。

じゃ、我々がいただいた資料の中に、小学校も中学校もそれぞれ職員室持っています。これはどうなっているんだろうと。2か所設置されています。連携が重要ですよと片側で言っておきながら、その連携を放棄していませんかということなんです。というのは、連携できないのは、500メートル離れているからなかなか難しいんです。これは分かります。対面でやることの重要性も分かります。

じゃ、同じ学校の中で、なぜ職員室を1か所にしないで、2か所に設置されるような設計になっているのかどうか。これもちょっと改めて伺いたいと思いますし、何か、令和3年3月10日の基本構想・基本計画の見直し、リセットをするんだという回答も片側にはあるんですけども、その連携ということだけでは、その職員室が2か所、具体的に言いますとですよ。細かなことかもしれませんが、具体的に言うと、そういう構想だとすれば、連携という教育が重要なんだということになれば、最初から放棄していませんかということになるんですが、この以上6点、再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 小中一貫校についてですけども、町長と教育長で若干違うということですが、私は、先ほども答弁の中で申し上げましたように、小中一貫校について、今議論して決定すべきことではないということです。行く行くは小中一貫校あるいは義務教育学校ということも考えられますが、今決定すべきではない。

なぜかと言いますと、小学校と中学校が当初同時に建設予定でした。中学校だけになったということもありますので、今早急に議論して決定すべきものではないと。将来的にはそういうふうに行っていくという町長の

構想もあるかと思いますが、それは今後決定していけばいいのかなと考えております。

それから、小中連携を強化するという中で、その小中連携としての会議、これにつきましては、浅川町の教育協議会というそういう組織があります。この中で、小学校の教員、中学校の教員が同席して、そしてそこで意見を交換するという、そういう機会があります。

あとは、毎年行っていることとしまして、小学校あるいは中学校の授業を小・中学校教員で参観して、授業研究会ですが、そこで意見を述べ合うということもやっております。

それから、小学校の卒業生につきましては、卒業間近になりますと、中学校に出向いて打合せをいろいろと行っております。

組織的な会合としましては、そのようなことを行っております。小中連携会議という、そういうものではなくて、小・中学校の教員が同席しているいろいろの会合を行う、打合せを行うということで行っております。

それから、職員室ですが、基本構想は、この作成するに当たりまして、スタートの時点では、小・中学校を同時に建設ということでスタートしておりますので、それならば小・中学校の教員が同じ職員室のほうが、いろいろと情報交換しやすいだろうということで、そういう構想でスタートをしておりますが、財政上の理由で、中学校のみの建設になりました。

これは、中学校に職員室、そして小学校を将来持ってきたときに、小学校にも職員室という形になると思いますが、必ずしも職員室が1つでなければならないということもありませんので、これ、中学校のみの建設になりましたので、小学校がいつ、何年後にということも、まだ明確ではありませんので、従来の中学校校舎としての、その中にある職員室、そういうことで職員室を考えております。

職員室を1つにするかどうかというのは、これも小学校が中学校に来ると。それで、具体的な設計をする段階になって、そこをどうするかということになるかと思います。中学校だけの建設ですので、従来の校舎に準じたそういう設計になっているということです。

あとのご質問につきましては、課長より答弁いたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、公債費比率の数値、そういったところをつかむべきだというおたがいでございますけれども、こちらのほうにつきましても、私のほうでも過去10年以上の決算状況の資料については収集はしているところでございます。

ただ、今後の見込みにつきましては、やはり財政のほうと協議を進めながら、かなりの起債の借入額という形にもなりますので、算出に当たりましては、教育課のほうでちょっとできませんので、財政のほうと協議を進めながら、償還の見込み、それから実質公債費比率の算出等、そういった部分を協議を進めながら見込額、見込率、そういったものを算出していただけるように協議を進めて打合せをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 非常におかしな話になってきているんだと思います。

皆さん聞いていても分かるとおり、小・中を一遍に建てるとき、基本構想のときには、公債費比率出てきま

した。じゃ、今になって出ないか。それは借金する額が分かんないからですよ。見積りがちゃんとできていないから。蓋を開けてみたら、もしかしたら小・中を一遍に建てたときの予想34億何がしがかかるんじゃないですか、もしかしたら、今中学校建てるだけでも。そんな危惧を私覚えます。1.5%、3割から4割、5割ぐらい高騰しますよ。円安も170円まで進みますよ。資材は海外からみんな輸入していますよ。国内でのあれなんか無理ですから。そうしたときに、そのぐらいかかるんだという、これは誰も今は予想できません。予想はできないんですけども、どのぐらいになるんだろうぐらいの算出をしておかなかったら、いざ蓋を開けてみたら、三十何億かかりましたと。これだったら、小・中一遍に建てたのと同じ予算だよという話になりませんか。そこが一番重要じゃないかなと私思っているんですよ。

早めにその辺の算出をぜひお示しいただいて、我々もそういった机上のその計算に交ざって、いろいろ検討しなければなんないことがいっぱいあるかと思うんです。

それで、今、教育長さんからいろいろありました、職員室の云々の話。これもまたちょっとおかしな話で、前のときも言いましたけれども、あるときは小・中一遍に建てる、その中から抜き出して中学校だけ建てる、それから、あるときは中学校単独で建てるという、そういう都合のいい使い分けしていませんかということなんですよ。

例えば、じゃ、なぜ基本構想の中に、小・中を一遍に建てる時は職員室が1か所だったんですかと、なぜ単独になったから今度2か所なんですかと、こういうことなんですよ。私は非常にその辺が不思議なんですけどね。

それで、公共施設管理計画、平成28年9月に策定されて、令和4年3月に改定されました。詳細については、また別の機会に質問させていただくんですが、財政的には、今回の地方税、町税ですね、これ6.9億。この間の決算報告でもありました6億何がしという町税のあれですね。これ横ばいの状況が今続いています。人口減少に伴ってますます厳しくなるだろうと、こういう予想もしているんだと思います。

それで、この管理計画の中に58施設144棟管理する中で、将来的に建て替え費用が集中的に出ますよということも報告されています。それには、いろんな公民館だの、民俗資料館だの、体育館だの、それから役場本庁全体とかいろいろあります。ぜひ、この実質公債費、将来負担比率についても、若干の上昇傾向になっていますので、これ、今は安全ですよ。5%何がし、これは安全です。ただし、コロナとかそういった特別要項を除いて公債費比率を見ていくと、若干ながら上に上がってきます。上がっていつているはずなんです。これ見ていただければ分かると思うんです。その一過性のもののコロナとか何かを除けば、公債費比率は上がっています。見た目はすごくいい数字にはなっているんですけども、じゃ、10年後、20年後を考えたとき、どうなんですかということ。その一番大事なところが財政なんじゃないかなというふうに思いますし、そういう意味では中学校建設は慎重の上にも慎重で、段階を踏んでいかなければなんないだろうなというふうに思います。

それから、中学校建設が終われば、起案されて、しっかり決まってやっていけば、次は小学校、次は役場庁舎、次は里小・山小の跡地、こういったものにどんどんと発展してきませんか。単独だけでは考えられないんじゃないですかねということですよ。

もう少し将来的な構想の中に立ったものの、この順番に、パズルと同じように、後ろに行くものについて、もう少し考えていただきたいなというふうに思っています。

それから、これは参考までなんですけど、やり方として、ファシリティマネジメントというのを聞いたこと

あろうかと思います。FMです。この辺の考え方、後で副町長のほうにもご見解いただきたいんですが、これは、公共設備については、いろんなところで各地方自治体、いろんな問題、頭を抱えています。それらを、いわゆるFMというのは、土地・建物などの施設管理を経営資源として考える。これは民間においては、もう経営目的のためにいろんなことで常にやっていることなんです、なかなか地方自治体の中ではできなかったと。ですから、維持なのか、再生なのか、転用なのか、建て替えなのか、売却なのか、いろんなシミュレーションして、LCC、ライフサイクルですか、これもいろんなところに、中期計画にも出ていますけれども、こういったことも含めて、いろいろ考えていくのも1つの手法だというふうに思っています。そこまで考えないと、中学校単独では考えられないということだと思います。

それから、合意形成、それは町民に対しても、じゃ、住民説明会はどうしたのか、それからパブリックコメントどうするのかとか、いろんなことが本当になされていますかと。そういったこと、基本的なことがなされていますかということも、ひとつ私は心配です。ですから、町民の声を聞くのも重要ですし、そういった聞く環境を整えることも重要だと思っています。

何が言いたいかという、これだけの大事業なので、公共施設全般ですね、先ほど言いましたように。中学校の次は小学校、小学校の次は役場、それから跡地はどうするんだとか、いろんなものと、歴史民俗資料館どうするんだとか、いろんなことを考え合わせながら、この中学校建設を一つの契機として考えていただきたいというふうに思っていますし、それらが必要ではないかというふうに思っている。そういう意味では、先ほど冒頭に言いましたように、統一的な見解、これ、まとまった見解が必要じゃないかなと私は思っていますので、先ほどのFMについてを副町長にと、それから全体的な公共全般の具体的な構想等について、町長の統一的なお考えを最後に聞いて終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 木田議員のもっともな話だと思います。

これ、平成18年からもう公共施設は駄目だと言われていたんですよ。それを、新たに今、公民館駄目だ、体育館駄目だ、当然商工会も駄目なんですけれども、そういうことも全て駄目なんです。だから私は、小・中学校をまずもってきて、そしてこの役場庁舎を小学校の校舎にリフォームして持っていけば、一石二鳥、三鳥かなと思ったんですよ。

ところが、それを今、財政面で中学校しかできない、何で、小・中学校を一気にやれと言ったんでありますが、そうしたら今までの補助金を出しているところ、全て半分になるか補助金も出せないという話だったんですよ。それなら町民が納得しません。そういうことで、私は、先ほど上野議員に言ったとおりに、小・中学校できなかったら本当に自分は悔しくて断腸の思いでありました。

でも、こうやって、できないものをいろいろ議論してもしようがない。やはり小学校、中学校、そしてこの庁舎、どういうふうにやっていくかは、本当に、まずは中学校からやっていって、いろいろ進めていきたいと思っています。

そして、町民の声を聞くということは、皆さん、町民の代表じゃないですか。そうでしょう。皆さん、町民が言っている言っていると言ってここの議論をしているわけでしょう。町民の代表の方々にいろいろ説明をして、ご理解をいただいているのが今現状ではないでしょうか。

当然、これはある程度の構想はしなくちゃいけないので、いろんな方々と、教育課あるいは皆さんとお話をしながら、とにかく一步一步進めていきたいと思っております。そのためには、当然、監査の木田議員にもいろいろ相談もさせていただいて、財政面のこともお話をさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 財政指標とか、ちょっと数字的なおただしが何点かあったかなと思っておりますので、その点について、ちょっと私のほうから補足をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど来の実質公債費比率、将来負担比率等のおただしをいただいでいて、たしか町として公式にシミュレーションという形で公表している数字というのは、確かに基本構想のときのものしかないのかなというふうには思っておりますが、内部の検討としましては、昨年度、県のほうの、いわゆるその財政シミュレーションの様式といいますか、そういったものを活用して、向こう5年程度、令和7年度ぐらいまでの財政シミュレーションというのをしております。

その中で、あくまで現在お示ししている中学校建設費用、建物で大体15億弱、全体で20億弱というような数字ですが、そこを前提とした場合に、実質公債費、ピーク時というか令和7年度あたりですね、令和5年、6年、7年あたりが地方債残高として40億程度になっていくんじゃないかというところで、今大体30億ぐらいなんですけれども、プラス10億ぐらい乗っかってくるんじゃないかと。そうしたときの、今の財政規模を前提とした実質公債費比率になってくると思うんですけれども、大体9%ぐらいというような数字が出ておりました。

これは、現在の浅川町ですと、非常に財政状況よろしいので、その5%ぐらいなんですけれども、いわゆる類似団体と言いまして、浅川町と同じような人口であったりとか産業構造であると、そういったところと比較をした数字というのは必ずセットで出てくるんですけれども、この類似団体の数字が令和2年度決算でいきますと8%になっております。浅川町は令和2年度の決算でも5%と。今回令和3年度は、それよりちょっと低い数字になっているかと思うんですが、ざっくりしたシミュレーションですが、地方債残高がこれからバツと増えたとしても、実質公債費比率としては、類似団体を少し上回るくらいですので、非常にもう財政が逼迫して、もう何も立ち行かなくなるような、そういう状況ではないのかなというふうに思っています。

ただ、議員おただしのとおり、今後その建設費用が膨らんでいくというところは当然懸念されますので、またそれはそのときの状況を見ながら、そのシミュレーションなりの更新をしながら、当然その財政状況に配慮した計画的な運営というところは必要かなというふうに思っております。

どうしても、なかなか将来的な数字というのはびしっとしたものが今は出せない状況なので、はっきりした数字、申し上げられなくてちょっと申し訳ないんですが、一応、いろいろそういった県の協力もいただきながら、今回の中学校建設単体だけを捉えれば、何とか浅川町の財政規模でもやっていけるんじゃないかというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時25分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど1番議員の菅野朝興君の質問に対し、企画商工課長より答弁がございますので、坂本克幸君、お願いします。

○企画商工課長（坂本克幸君） 菅野議員からご質問ございましたホームページの閲覧数についてですが、各項目の閲覧数につきましては、詳しく調べないと分かりませんのですのでお答えすることはできませんが、すぐお答えできる部分だけお答えしたいと思います。

直近の情報ですが、月平均で266件の閲覧があります。ちなみに、直近の最多の閲覧数は、8月16日の5,600件となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）当初予算で計画した事業は年度内に終わるよう務めよの質問を許します。9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 2点伺いたいと思います。

1点目です。

令和3年度に予算計上されながら年度内には事業が終わらず、令和4年度に繰り越された事業が14件ありました。近年、年度内に事業が終わらず繰越明許になる事業が多いように思われます。もちろんこの中には、年度の途中で国が予算をつけたため、最初から年度内に終わるのが無理なものもあります。そうしたものはやむを得ないにしても、当初予算に計上した事業は、原則として年度内に完了させるべきではないでしょうか。近年、繰越明許が多いことについての町長の認識を伺います。

2点目です。

以前は、例えば農業用水路の改修事業では、田植前に田の所有者を訪問して、工事に支障がある部分は植えないように協力を求め、普通にやったら2年のところを1年で終わらせたという話も聞きました。事業が早く終われば、町民は早く恩恵を受けられます。専ら机の上だけで仕事をするのではなくて、町民のために積極的に事業に取り組む姿勢が重要ではないでしょうか。町長の認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、ご承知のとおり、地方公共団体の予算は会計年度独立が原則となっており、その例外の一つとして、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内に支出を終わらない見込みのものについては、議会の議決を経て翌年度に繰り越すことができるとされております。

ご指摘の当初予算計上事業の繰越しについては、事業執行地の関係者等との調整、公共工事における人手不足や資材調達遅延など、真にやむを得ない理由により繰越しとなったものでありますが、今後とも時宜に適した発注や工程管理に努めてまいりたいと考えております。

2点目につきましては、現在、農政課で発注しております中根・袖山地区の排水路改修工事につきましては、

この後、稲刈り後に速やかに現場着手し、年度内竣工を目指し、目下、指示を出しているところです。

おただしの工事に係る箇所地権者へのお願いですが、補償の問題等も出てきます。作付をしていない期間を重点的に行い、できる限り農家の作付に支障がない形を取っております。

現場及び地権者の声を第一に、今後も引き続き事業を展開することとしたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目ですけれども、私の質問の趣旨は、町のほうがもっと早く準備をして、早く発注して、工事が年度内に終わる、こういうように努力してほしいということなんです。

恐らく繰越事業になった事業の中には、町の発注、準備が遅くて、それで年度内に終わらずに繰越しになったというものもあるだろうと思います。ここの部分を改めてほしい。

当初予算に計上されているというのは、もう前の年の12月には予算要望を出して、この事業をやりたいというふうに担当課から出ているわけですよ。ですから、準備期間としては相当あるわけですね。ですから、新年度が始まって予算が執行できるようになったら、直ちに取り組む、町民のために急いで仕事をやる、こういう姿勢を持ってもらいたいというのが質問の趣旨です。

一方の業者の方にして見ても、年度始まってからしばらくの間は仕事がない、公共事業の発注がないと。これで大変困っているという状況を以前にお聞きしたことがあります。ですから、その発注をなるべく早く出してほしいというのが業者の声であります。

こういう声に答える意味でも、年度当初の計上された事業については、速やかに事業を進める、4月から速やかに着手する、こういう姿勢に立って事業を進めてもらいたいということですが、この点について、再度伺います。

それから、2点目、中根の話が出ましたけれども、私は中根の話をしていいるのではありません。

同じ事業でも、町民の皆さんのところに行って協力を求めれば、例えば2年で終わるのを1年で終わらせるというのも、これは可能だと、昔はそういうこともやったという話なんですね。

これは、道路の工事でも何でも、水路だけじゃなくて道路の工事でも同じだと思うんですけども、もちろん予算がつけばの話ですけれども。予算がつけば、そういう住民の協力をもらって、早く仕事を完成させる、こういうこともできるわけで、昔やったわけですから、ぜひそういう昔の姿勢を今、もう一回思い出してやってもらいたいなというふうに思うんですけども、その点です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 年度初めは仕事がないというお話は、数年前1回聞いたことがございます。

今後、本当に早く準備して発注できるように、関係課と相談して、前向きに検討させていただきたいと思えます。

2点目は、当然、全てにおいても町民の協力がなければ前に進むことはできません。今後、あらゆる事業において、町民の声を聞きながら、あるいは町民の協力を得ながら、前に進めていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（3）固定資産税課税通知書にある「公衆用道路」の所有者は誰かの質問を許し

ます。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 各世帯に送られる固定資産税課税通知書、この中に、地番があって、その後に「公衆用道路」というふうになっていて、税額は「非課税」と、こういう土地の表示がある人がいます。

これについて、町民の方から疑問が寄せられましたので、4点お尋ねをしたいと思います。

1点目ですが、「公衆用道路」で「非課税」という土地は、町内に何件（何筆）ぐらいあるのか伺いたと思います。

2点目です。個人宛での固定資産税課税通知書に載っている土地なのに、公衆用道路というものになっている。この土地の所有権者は一体誰なのか伺いたと思います。

3点目です。公衆用道路の底地は基本的に、町道や農道なら町のもの、国・県道なら国や県のものと思われるんですけども、なぜ通知書では個人名義になっているのか、その理由を伺いたと思います。

4点目です。底地が町のもので個人から町へ移転登記が済んでいないということならば、将来問題が起きないように、町への登記移転を進めるべきではないでしょうか。考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、固定資産税課税通知書に記載のある現況地目が「公衆用道路」で「非課税」の土地の表示は、約531筆ございます。

2点目につきましては、この土地の所有者は、個人及び法人となっております。

3点目の個人名義のままになっている理由といたしましては、町などの官公庁が売買契約などにより道路用地として取得はしたものの、抵当権が解除できなかつたり、相続登記が進まなかつたりなどの理由により、個人名義の土地が存在しているものと認識をしております。

4点目につきましては、今後、さらに実態の把握に努め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 531筆もある。大変な筆数があるもんですね。これが、今町道になっていたり、国道になっていたり、県道になっていたり、農道になっていたりという底地が個人名義になっているところがそれだけある。

2点目の答弁では、所有者は個人及び法人だということから、町とか国・県ではないということになるんですか。

そうすると、3点目でお答えになった、売買契約はしたんだけど、抵当権が絡んでいたり、相続登記がなされていなかつたりして移転登記できなかつたんだという話でしたけれども、売買契約がなされていれば、所有者は個人や法人ではなくて、町とか国や県になっているんじゃないですか。ですよね。

ですから、この公衆用道路の所有権者は町や国や県、基本的にはその道路の所有者だというふうに理解してよろしいですよね。その点は確認させてもらいたと思います。

それで、4点目は、531筆もあれば、これは町への移転登記、なかなか容易ではない。まして抵当権が絡んでいたり、相続登記がなされていないということであれば、これは大変な問題だというふうに思うんですけれ

ども。どうでしょうか、本当に。

形の上では個人のもの、実質的には、昔売買契約なり、あるいは贈与なりをして、その土地は道路になったと。だから、本来は町や国や県のものになっている。

これは、浅川町に限らずほかの町村でもあるんじゃないかというふうに思うんですけども、他の町村の状況というのは分かりますか。その点伺いたい、2点。実質的には道路の所有者である町や国・県のものではないかと、底地は。それから他の市町村の状況、分かれば伺いたい。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目につきまして、531筆ございますという町長答弁がありました。これにつきましては、個人が所有する公衆用道路というのが登記地目上ございます。私道と呼ばれるものでございまして、こちらの件数は入ってございません。あくまで現況が公衆用道路ということになっておりまして、現況、町の道路事業などによって買収したと思われる契約に基づいて買収は行われたけれども、答弁にありましておおり、抵当権の問題であったり、それから相続登記が行われていないという状況から、町への名義変更ができないという状況なもので、ただ、現況は道路として工事が行われ、道路になっているということで、非課税扱いということになっているものであると認識しております。

それから、2点目の、なぜ町の所有なのに個人の名義になっているのかという点につきましても、今申し上げたとおり、所有権の移転登記が終わっていないとか、できないという状況であることから、個人の名義にそのまま残っている。課税地目上は、公衆用道路に現況として変更されており、それに基づいて非課税扱いにされているという状況でございます。

3点目につきましても、今の説明のとおりでございます。

4点目につきましては、大変な数であるというふうに私も認識はいたしております。

町長答弁にもありましておおり、その実態の把握に今後は努めていきたいと考えてはおりますけれども、ここ20年程度の道路事業の中では、特別な場合を除いてそのような事例は発生しておりませんで、大分過去の道路事業の買収によるものと思われております。

これら町で保管してあります道路の用地取得台帳、その中に未登記であるというものが多数存在していることは把握しておりますので、そちらが税の課税台帳等とどのように一致しているか、そういったものを、全体的に今後把握していきたいというふうに考えております。

また、他町村や他県の状況でございますけれども、これらの問題につきましては、「道路敷民地」などと呼ばれて、全国的にもこのような問題が発生しているということは承知いたしております。

大分お金をかけてこういった問題を解消しようというふうに取り組んでいる自治体も、数は少ないとは思いますが、そのような解決に向けて実施しているところはあるというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これ、531筆も登記移転したらば、中学校がいつ出来上がるのか分からなくなってしま
うぐらいお金がかかると思いますので、すぐにやれというふうにも思わないんですけども、ただ、疑問なの
は、これ、道路が公用廃止になって、つまりそっちのほうにまた立派な道路ができて、こっちの道路はもう使
わないというふうになった場合に、じゃ、その土地はその名義の個人に返すんですか、こういうことです。そ
の点が1つ。

それから、これは町のもので、昔買ったものです、あるいは贈与を受けたものです、こういう資料はきち
んと残っているんですか、売買契約書とか贈与契約書とか。でないと、今道路に使われている土地は、自分の
土地だから返してくれというふうに主張された場合にどうするんですか。これが町民の方から寄せられた疑問
なんですけれども、こういうことを言ったら、その土地返してもらえるのかいということなんです、このと
きの処理はどういうふうにするのか伺いたい。

それから、現在のやり方として、例えば道路をつくるときには、買収した土地については、きちんと登記を
する。登記ができないような土地については、これは買収の対象にしないと、こういうふうなことがなされて
いるんですか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目の、新しい道路ができて、旧道の場合に、その土地は個人に返すのかというところでございますけれ
ども、今現在そういった事例がなくて、そういったケースは今のところはございませんけれども、当該道路用
地が町道であるという前提であれば、道路法という法律の適用もあります。こちらに関しては、私権の制限と
いういろいろなものもございます。道路区域として指定されたものについては、私権が及ばないというような
考え方もございますし、それから、過去の売買契約に基づいて、登記が終わっていないけれども道路として長
年ずっと存在していたという実態というものもございますので、そちらに関しては、いろいろな法律の中で判
断される場合もあろうかと考えております。

それから、2点目の契約書のお話ですけれども、大分古い過去の契約書については、確認はできておりませ
んけれども、ここ三、四十年程度の契約書であれば保管されており、そういったものを確認したという事例、
私自身が確認して調べたというような事例がございます。ちょっとそれより古いものにつきましては、今現在、
契約書の存在というものは、ちょっと確認はできておりません。

それから、3点目ですけれども、現在の進め方でございます。

用地買収の進め方といたしましては、やはり土地のそういったもろもろの調査を行い、抵当権、それから相
続登記が終わっている終わっていないということに関しまして、まず第一に確認をするところございまして、
さらには、その相続登記が終わっていない土地に関しては、所有者の方の意向、どのような状況で相続登記が
終わっていないのか。相続はされる状態なんだけれども、登記だけをしていない状況なのかなどを考えながら、
話し合いによって進めているところでございます。

以上でございます。

○9番（上野信直君） 議長、答弁漏れが1件あるんですね。

2点目の答弁で、底地の所有権者は個人及び法人だという答弁だったんですけども、でも実際は売買とか

やって町のものになっているわけですから、底地の所有権というのは道路の所有者、町道なら町、国・県道なら国・県、こういうふうな理解でよろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

売買契約に基づきまして、土地の権利は町に移っているというところではございますけれども、登記がされていない状況でございますので、登記がないと第三者に転用できないというところで、台帳上、土地の所有者はあくまでも個人というふうになっているものと認識しております。

○議長（水野秀一君） 次に、（５）国葬の際、町民に直接・間接弔意を強制すべきではないの質問を許します。9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 岸田内閣は、安倍元総理の国葬を9月27日に行うと閣議決定をしました。しかし、国葬については明確な法的根拠がなく、法律家からは、憲法の法の下での平等や思想・良心の自由に違反すると指摘をされています。時の政権の思惑で国葬が行われ、それに多額の公金が注がれることにも国民の批判が強まっています。国民の中で、安倍元総理への評価は分かれてもおります。したがって、国葬を行うことについても、国民の意見は真っ二つに分かれ、最近では、反対がどの世論調査でも多数となっております。

こうした中で町は、政府が決めたからと一方的に町民に弔意を求めることはすべきではありません。例えば、町の施設に半旗を掲げたり、国葬の時間に防災無線で町民に弔意を求めたり、学校で児童生徒に黙禱させるなどは、一切すべきではないと思いますが、町長、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

報道によりますと、政府から地方自治体や教育委員会に対し、弔意表明の協力を求めない方針とのことでございますので、現時点では、町民に弔意を求めることは考えておりません。

学校関係については、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

教育委員会の対応を申し上げます。

町長答弁にもありましたとおり、政府は9月27日の国葬当日、地方自治体や教育委員会などに弔意表明の協力を求めない方針を示しました。

したがって、学校における半旗や黙禱を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そういうことでありますけれども、仮に国や文科省から協力のお願いという形で通知が来たら、これにはきっぱりと断る、断るといふか協力しないと、こういう姿勢を貫くということで理解してよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 県のほうも県民に黙禱を求めずということを出しております。当然私も、今のところ全然考えておりません。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 学校現場におきましては、やはり児童生徒への影響が大きいということを考えますと、慎重な対応が必要になってまいります。したがって、行う考えはありません。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（6）貴重な即身仏を今後どのように町づくりに生かしていくのかの質問を許します。

9番、上野信直君。

〔9番 上野信直君起立〕

○9番（上野信直君） 新型コロナが収まりそうにもない今、疫病が鎮まることを念じて入定した弘智法印宥貞の即身仏は、町づくりに大きな力を与えてくれる浅川町にとっては貴重な存在です。このことは執行部も議会も共通した認識だと思います。しかし、国立科学博物館の全国巡回からお帰りになってから、今後どういう取組をしていくのか、その後の方向性が見えなくなっております。

そこで、3点伺います。

1点目ですが、即身仏保存会の皆さんと、今後の方向性について話合いがなされているのかどうか伺います。

2点目として、今後取り組むことが具体的に決まっていることがあれば、それを伺いたしたいと思います。

3点目ですが、町として貴重な即身仏を今後どのように町づくりに生かしていく考えか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、保存会の会長さんとは、さらなるPRをしていくことで話合いをしております。引き続き、保存会の意向も踏まえながら、より効果的なPR方法等について協議していきたいと考えております。

2点目につきましては、まずは、現在拡幅工事中の染小貫線の県道との接続地点に、大型バス等の待機所を設置する予定となっております。

3点目につきましては、町ホームページの掲載や新白河広域観光連盟の案内所、こおりやま広域圏などを通じて、福島県唯一の貴重な即身仏がこの浅川町にあることをPRし、即身仏に興味を持っていただいた方が、それをきっかけに浅川町そのものにも興味を持っていただけるよう生かしていきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 即身仏は、福島県内でも浅川町に唯一、1つしかない、全国的にも十幾つしかない。その全国的にある十幾つの中でも、表情が一番穏やかで優しいのが浅川町にある即身仏だというふうに言われていますので、ぜひこれを町づくりに生かすということは必要だというふうに思います。

それで、1点目の今後の方向性についてなんですけれども、これは保存会の皆さんとの協力、あるいは納得

の上で進めないわけにはいかないで、ぜひ、密に連絡を取り合いながら、ただ、リードしていくのは恐らく町のほうになるだろうというふうに思うんです。

やはり町として、ある程度の期間、1年なり2年なり、こういう期間の計画をつくって、そして、こういうことをやっていこうというビジョンを持つことが、私は必要だろうというふうに思います。ぜひ、そういう姿勢で取り組んでいただきたい、保存会の皆さんの協力を得ながら進めていただきたいというふうに思うんですけれども、そのことについて改めて伺います。

今後取り組むことについては、バスの待機所は、これは前から決まっていたことなんですけれども、そのほかは特に今のところはないということで理解してよろしいですか。

3点目も、PRするという事は大事ですけれども、今のままの状況では、来ても、門を開けてもらうまでに時間がかかるとか、いろいろ、お土産と言ったら怒られますかね、そういう何かグッズも十分そろっているわけではないというような状況の中で、やはり物足りない。こういう状況を改善して、いや、いいところに来たなど来た人が思うような、そういうところにしていく必要があるだろうなというふうに思うんですけれども、そういう長期的な展望を、ぜひ持って取り組んでいただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まずは、一昨年、上野の展示場で開催しましたところ、四十数万人の方が見学に来ておりました。そういう中で、浅川町に帰ってくれば、恐らく大型バスやいろんな方が見学に来るだろうということで、大型バスを止める待機所をまず設置しているところでございます。

そして、やっぱり記帳を見ていると、間違いなく人数は増えておりますし、日本全国から来ております。これをさらにPRなどしていけば、必ず少しはにぎやかになると信じております。

そういうことを保存会の会長と、今いろいろお話をさせていただいて、それでまず、その前に防犯カメラを設置していただきたいとか、いろんな話をして、防犯カメラも設置いたしました。必ず今後、浅川町に即身仏があるんだということが日本全国に知られることとなると思います。私はそう信じておりますし、そういうPRもしていきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これも担当するのは企画なのですよね。いろいろ企画というと、何でもかんでもやらなくちゃならなくて大変な部署だなというふうに思うんですけれども、よろしくお願いします。

企画がやはりリードして、向こう1年、2年、この即身仏をこういうふうを持っていく、こういうビジョンを持って、それで、やはり保存会の方の協力を得ながら一緒に進めていく、こういうことが大事だろうというふうに思うんですよ。ですから、その計画づくりですね、これをぜひやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その点について伺います。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） 答えいたします。

今現在も保存会の会長さんとは、随時連絡を取り合って話合いのほうはしておりますが、やはり保存会の皆さんもふだんお仕事されている方たちですので、具体的にこういうことをやろうとか、なかなか難しい状況で

はございます。

本来ですと、完全な理想論なんですけど、近くに案内所があって、開けて案内して、さらに「浅川町にはこういういいものがあるよ」まで案内できればいいんですが、なかなか保存会の皆さんにそこまで求めることは、ちょっと難しいかとは思っています。そこまでは求めなくても、何かうまく、ほかに浅川町を知ってもらおうきっかけになる一つとして生かしていけたらなということで、保存会とは引き続き話をしていきたいと思っております。ちなみに、每日一、二件は、即身仏のほうの問合せが企画商工課のほうにございます。これも保存会のほうにも紹介して、拝観している状態でございます。

今後も引き続き協議していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順4、5番、岡部宗寿君、（1）国道118号線に架かる神路橋の騒音についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） 国道118号線に架かる通称、神路橋というらしいんですが、その騒音について伺います。

国道118号線、弘法山のところの橋が神路橋だと思います。この問題は、この橋を石川方面から大型トレーラーなどが通過するときの大騒音なのです。本来であれば、国道ですので管轄は県ですが、この大騒音は町民に迷惑をかけているので、質問いたしました。

多分、橋の切れ目と道路との段差が原因かと思うのですが、お盆少し前に工事車両が見えたので、そこでは何かしらの工事は行われたようですが、その後も全然改善されず、まだ大きな声が響いています。土木事務所ではこの騒音は分かっているのか、また町ではこの問題を把握していたのかなど、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

国、県道の路面等に関する改善については、町民の方々より多数意見を伺っております。国道118号については、路面の段差、わだちの修繕、蓋かけ、路側樹木の伐採など伺った意見は随時、石川土木事務所に連絡をしております。神路橋付近についても段差があり、盛り上がっている部分を削って処置をしたようですが、完全には改善されないため、引き続き改善の連絡をしているところでございます。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 町長ね、あの橋の件は、私も滝輪の地区に住んでいるんですが、騒音も風向きによって

は音が変わるんですよ。うちのほうは、南向きの風なんかのときは大きかったりするんですね。また逆に、北風が吹くと小さいんです。これはしょうがないですよ。ただ、私の隣近所に住んでいる方は、とにかく、あの騒音は事故が起きたのか、特に何か爆発したのか、トレーラーだけなんですよ、音するのは。たまに、重機を載せた車なんかも来たときにはするんですが、とにかく不快極まりないというのが町民の声です。この辺は、改善されますように早急に確認され、土木事務所との打合せなんかも町長、よろしく願いいたします。

また、浅川は町長、そこばかりじゃないんですよ。里白石の緑川酒屋さんに行く手前のあそこ、水郡線の陸橋だと思うんですが、そこも1か所になります。それと今、小峰山、日曜日で終わっちゃいましたが、スタンドから行って、小峰山の手前のあれは袖山から流れてくる河川だと思いますが、その橋もやっぱり同様な音がします。あと、それと町道でも、そういう大騒音ではないんですが、こども園のところにある生田目布団店さんのところにある道路になっているグレーチング、この音がここ、結構うるさいんだよという人がちょっと出てきました。それと、焼き肉梅さんの入り口のところ、ここにあるやっぱりグレーチングゾーン、グレーチングだよ、これらなどやっぱり結構大きな音がして町民に不快を与えているということは、私どもに連絡来ていますので、その辺も確認されて、ぜひね、ちょっと普通グレーチングの場合は、簡単に下にゴムマットみたいなのを敷けば音は消えちゃうんですよ。だから、その辺のも一回、確認して直すようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） あの神路橋の騒音ですね、以前から苦情が来ております。その都度、石川土木事務所に連絡して改善をしているところでございます。

なお、騒音がひどければ、さらに私自身からも土木事務所のほうに行ってそれなりの対応はさせていただきたいと思います。あと、町道のこども園の前のグレーチング、これは早速、担当課に行かせて現地を確認させて、もし修繕ができるようであれば、早速修繕をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○5番（岡部宗寿君） はい。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）わが町でのふるさと納税についての質問を許します。

5番、岡部宗寿君。

〔5番 岡部宗寿君起立〕

○5番（岡部宗寿君） ふるさと納税についてお伺いします。

コロナ感染の影響で、外出など制限されたため家庭での食事などが増えたことで、ふるさと納税も返礼品目当てなのか、各県でこれまでより最高記録が出るほど盛況とのこと。国からの制限などが出されたほどです。全国での人気自治体はやっぱり北海道地区で、ヤフーの検索なんかでは、北海道紋別市辺りは、昨年度は152億円の返礼品が出ています。主なものは、オホーツク産ホタテ1キロなど海産物から成るそうです。北海道全体で365億円らしいです。

ちょっと残念ですが、これは原発の影響か何かは分かりませんが、福島県全体では全国31位で約30億円だったそうです。わが町は物すごい金で200万円は予定しておりますが、先ほど町長の話では50万円かそこらだったと思いますが、残念ですが、それを踏まえて3点ほど伺います。

1番、全国からのふるさと納税のこれまでの経過と現在の状況を伺います。

2番、これは最初、1番議員と9番議員のあれで重複すると思いますが、町のホームページ作成はどこの課で作られているのか。

3番目は、返礼品の選定は誰がどのように決めているのか。また、浅川は米とうどんですか、しかないものですが、またそれは試食など行っているのか、伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

1点目につきましては、令和元年度においては、47件で131万3,000円、令和2年度においては、41件で197万6,000円、令和3年度においては、38件で238万8,000円、令和4年度においては、8月29日時点ですが、5件で115万円のふるさと応援寄附金が寄せられております。

2点目につきましては、町のホームページの担当は企画商工課となっております。

3点目につきましては、現在の返礼品の選定については、当時関係各課で検討し、商工会やJAとも相談の上、幾つかの事業者へ返礼品のお願いをしました。その中で、返礼品の準備から発送までを含めた一連の業務を請け負えることのお返事をいただいた事業者の商品が現在の返礼品となっております。返礼品の選定に当たっては、特に試食などは行っておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 1番は、130万と100万、結構な数字だと思います。そして、2番目は、企画商工課という事です。3番目は、とにかくこの出せる、準備ができる会社に任せてあるんだと。商工会とかJAではやってみたけれども、結局、浅川でやっているあそこの農協跡地でやっている事業のままだということですよ。試食はやっていないということです。

さて、浅川町は今、さっきずっと皆さんの学校問題とかいろんな出ていますが、公共施設が古く建て直さなければならぬと、今老朽化が進んでいるということで、そういう話が出ておりました。わが町の年予算は約33億、中学校建て替えの計画では約20億らしいですね。そこで、本当は少しでもわが町に納税してもらうこの方法というのは、本当はこのふるさと納税というのが一番楽と言えば怒られますけれども、いい事業だったんじゃないかと思うんですよ。とにかく魅力ある返礼品を選定して、全国からですよ、町長、浅川町の返礼品はすばらしいから納税してみようとか、一度浅川に行ってみたいとかというのが100人なり1,000人と増えてくれば、町の学校の建設資金とかに幾らかでも町長、回せますよね、これだって。いかがですか、これ、すごいことだと思うんですよ。それと、ただこれ、いいことは今言いましたけれども、これから言うのはね、町長、こういうことなんですよ。

市町村別にいいこともありますけれども、ワーストランキングというものもあるんですよ。そこで、1位は、大都会は全部、今協議していますからね、このふるさと納税は。浅川町は、上位のほうで69位にいるんですよ。そして、それよりもちょっと近くて、古殿では53位にいるんです。これ上に、1位、2位に近ければ近いほど金が入っていない町村なんです。そこで、古殿がいて、浅川は100位以内にいるということですよ。じゃ、この近辺ですよ、浅川近辺で鮫川村が235位のところにいるらしいですよ。浅川が、今ワーストの話ですか

らね、1位、2位が一番悪いんですよ。235位で鮫川は2,495万入っているんですよ。すごいじゃないですか。それは何でかという、村長自らファンクラブを募集して、新聞とかに出して全国に募集したじゃないですか、町長。こういうのは同級生として見習ったらいいんじゃないですか、やっぱり。そして、江田文男後援会誰に対する、江田文男を愛する町をつくる会とか、何でもいいですからつくってくれば、そういったものがこれ、これからはいいと思うんですよ。

そしてまたわが町の話に戻りますが、今全国の一般人というのは各町村に何を求めているのかは、各自治体いろんなところで勉強しています。ヤフー検索すると、いろんなところの自治体見ると、ああ、こういうの欲しいなというふうになっちゃいます。ただ、浅川の場合はここに、ふるさと納税までいくのにちょっと時間がかかるんですね、これ探すと。あれ、これどこでやるのという、生活何とかというところを探してクリックすると、そこから出てくるんですよ。それになるまでちょっと難しかったんですが、そういう難しさもありました。

だから、自治体ではとにかく商品の研究をして、とにかくいろんなところでアンケートなんかも取っているらしいんで、そういう人にただ取るんじゃなくそこに付随して、じゃ、町のアンケートをもらった人にはどういふものかといったら、そこにじゃ、浅川の名物をちょっとしたものを送ってやるとかという、それが1つの始まりらしいですね。常に勉強していますので、町もそれもやっぱり研究しなくちゃなんないと思います。

あと徐々に、返礼品には食べ物ばかりではないんじゃないかと思うんですよ。例えばですよ、わが町で今いろんな企業があります。そこで作られているときには、つい最近有名なのは、電化製品作っているコンド電機さんというところで、雷が落ちると、このコンセントが自動的に落ちるコンセントとか作っているんですね。こういうのとか、あと木工家具作っているんです。あと、革製品、例えばですよ、さっきの小貫のミイラの話、それも結局は、何かの台に何か作ってそこにお守りみたいにして、そのタワーでキーホルダーを作るとかね。あと、例えばですよ、縫製会社で今、これ女の人なら分かると思うんですが、端ぎれなんかでキルト柄って今、都会とかで分かりますか、はやっているバッグでキルト柄、四角になった模様がいっぱいバッグ柄で今はやっているじゃないですか。こういったものも、例えばちょっとした小物入れをじゃ、作ってもらうか。そしてあと、大人用、子供用のエプロンを作ってもらうとか、あとはこういうマスクを作るとか、そういうのもひとつ話にはなると思うんですね。

そして、そのほかにお菓子屋さんもあるじゃないですか。そこ、お菓子屋さんところで、例えば、前に町長にも言ったんですよ。ビスケットみたいなのを作って、そこに小貫の仏さん、神様か何かね、お守りじゃないけれども、それを印刷焼き菓子を作って、それをなぜいいかという、あれは長もちするじゃないですか、ビスケット食えるよね。だから、そういうのもいいんじゃないかということ。でも、それ一切、もう何年前にこんな話はしているんですが、一向に進んでいないというのが今現状じゃないですか。とにかく、町民みんな何か1つつ探していけば必ず何かありますので、そのあたりの検討もしてみたいかですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 毎年ふるさと応援寄附金が上がってきております。ふるさと応援寄附金は、町にとって当然貴重な財源になります。昨年魅力ある返礼品の選定が大体決まってきました。その中に、先ほど5番議員が言ったコンド電機さんのコンセントも選定の中に入っていると思います。

今後は、ふるさと応援寄附金がさらに上がるように全職員挙げて頑張っていきたいと思います。当然、議員の皆さん、町民の皆様の応援がなければ何も進めませんので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 前、1番議員も9番議員もちょっと質問にあったんです。今の在京浅川会のお話、町長なさいましたよね。そして、そのとき浅川町出身のところに行ってこういうのだと頼むと。でも、町長ね、考えてみれば、今企業版ふるさと納税というのがあるんですね。あれ、これ副町長知っていると思いますけれども、企業版ふるさと納税というの。この制度はね、企業が2021年度に地方自治体へ寄附した額が前年度の約2.1倍で225億円あったらしいんですよ。そして、この制度が始まったのは2016年以降で、去年最多更新したんですね。本県は6億7,800万ぐらい入っているんですね、特に。面白いんです、その半分の3億幾らは、国見町なんです、国見町は3億5,000万、国見町でもらっているんですよ。それ、なぜかと思ったら、国見町は、高速のあそこはサービスエリアですね、あそこで結構、国見町特産のジュースとか何かいろいろ作っているんですよ。そういったものだと思うんですね。

最初分からなくて、これ新聞に出ているんですが、この新聞で見たら、各自治体の市町村長が自ら企業を回るらしいんですね。そして、例えば浅川の場合だとね、いや、これからは役場は、例えば福島県で一番古いんだとか、そして今度は、今中学校はこれ倒壊寸前なんだとか地震出てきて、そういう話をしていくらしいんですね。そして納得して、江田町長来たんなら幾らか寄附してやろうと、この町づくりをこうするんだという強いアピールをしてくるらしいんですね。そして、そのPRをして、自分の今置かれている現状をしゃべって、そして企業を納得させるらしいんですね。そして、納得した企業というのは、今税軽減というんですか、国からの随分引き上げると。だから、変な話が、寄附すれば税金が安くなりますということらしいんですよ。今、企業は全般的に不景気だというんですけども、結構いろんな面でもうかっているところもあるんですよ、逆にね。

だから、そういうことでぜひこれ、町長に企業なんかを回ってそういうPRをしていただければ、この企業版ふるさと納税なんて。いや、新聞見たときにこれ、ぜひ町長がいいなと思ったら、さっき言ったじゃないですか、私も在京浅川会で言っているんだから。だから、企業版もありますから。ぜひ、お礼のほうに、学校を今造らなきゃいけないから、何とかお願いしますということをもし言っていただければ、これからまだまだ、だって町長、先ほど言ったように公共事業全部駄目じゃないですか、こういう施設は。そのほか山小も里小の問題もいっぱいありますので、まだまだ多額の資金がこれ必要なんですよ。なので、ぜひね、町長ね、ふるさと納税の見直しと企業版ふるさと納税、これ両方ダブルでわが町のためにいい方向に進めてください。

最後です。いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 在京浅川会は、私もお話をさせていただきます。そのほかは、副町長と担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 企業版ふるさと納税のご質問について、ちょっと答弁させていただきたいと思います。

議員おただしのとおり、国の制度として非常に財源確保という意味では有効な手段なのかなというふうに思

っておりますが、制度上個人のふるさと納税のような形を自由に寄附できるものではなくて、例えば国で地方創生に関するプロジェクトといいますか、計画をつくって、国の認定などを受けて、その事業に対して企業からのご寄附を受けるというような制度だったとちょっと認識をしておりましたので、町のほうで自由に、例えば中学校の建設だとか小学校の建設だとかそういったものに、ちょっと自由に使えるお金とは若干違うのかなとは思っておりますが、引き続き財源確保という意味ではこれから努力していかなきゃいけない部分でありますので、担当課のほうともちょっと検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、坂本克幸君。

○企画商工課長（坂本克幸君） それでは、ふるさと納税の返礼品の見直しについて、少し答弁させていただきます。

昨年度、前の副町長を中心に二、三十代の若手職員でふるさと納税のプロジェクトチームが結成されました。そこにおきまして、返礼品のほう、米、自然薯、麺でしたが、そのほかにも返礼品になりそうなものを町内の商品を洗い出すということで行いまして、幾つか選定されました。それに基づきまして、事業者のほうに参加しませんかということではチラシをお配りして、副町長自ら回っていただいて、参加していただけませんかということではいろいろ回った結果、さらに返礼品のほう増える予定でございます。先ほどおっしゃったコメント等もその中には入っております。

昨年度末まで募集のほうをしておりました。各事業者のほうから、ふるさと納税の商品の写真とかいろいろ頂かなければいけないものがありましたので、そういうものを頂いて、今ふるさと納税募集のホームページ等も作成しているところでございます。近いうちに、新しい返礼品ということで数が、事業者等、商品等増える予定でございますので、そうすれば今以上にふるさと納税のほうは増えるかと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、10番、角田勝君、（1）町のタクシー券交付事業 券の増と遠い所には多くなどの改善をして喜んでもらえるようにすべきではありませんかの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 町が今行っている事業で、特にお年寄りの方などに喜ばれている事業の一つとして、このタクシー券の助成事業があります。これは、昨年度の実績でも483人からの利用があつて、311万5,000円と、こういうふうな利用でありまして、非常に好評であります。ただ、そこで前にも論議になったかとは思いますが、遠くに住んでいる人が、お年寄りがですね、あるいは免許証を返納した方が近い人と同じ一律であるという、こういうことがあります。ですから、例えば浅川町に片道1里半などあるようなそういう遠いところでは、3回も往復するとなくなってしまうと。580円券で24枚ですか、そういう支給ですので、なくなってしまうというんですね。

ですから、やはりこの一律ではなくて一定の距離ということだと、線を引かなくてはならないかもしれませんが、そういうこともやはり考慮に入れて、遠い人にはそれなりに多くしていくという、そういう工夫もぜひ必要ではないかというふうに思います。1番目の枚数を多くすべきだという、そういう点であります。

改正されて、500円から580円になったり、いろいろ町も工夫をしてやってきておるんですけども、ぜひ、遠距離に住んでいる方の役場とか商店街なんかに来る場合、あるいはお医者さんに来る場合には、やはりそれなりに大変なんです。そういうことを考慮してほしいということが、1番、2番であります。

3番目には、この家族の方が、例えば夫が体が不自由で、もう送迎をしなければならないというようなときに、同伴して付き添っていく人も無料にしてほしいんだ、ぜひそういうふうにはできないかと。やっぱり同じ券を使っちゃったらば、もうなくなってしまうし、そういうことを業者とも話し合っただけで契約できないかということでもあります。と同時に、これは後からいろいろ聞いたんですけども、業者の都合によって午後9時から、いわゆるタクシーの事業をやらないんだというふうなことも聞いたんですけども、午後9時から、あるいは日曜日でも運行しないんだろというふうなことも聞いたんですけども、それは私確かめればよかったんですけども、つい最近聞いたものですから、これは本当なのでしょうか。だとすれば、日曜日は駄目だというようなそれ、会社の都合もあるんでしょうけれども、そんなに利用が多いわけでもないからね。しかし、やっぱり日曜日はぜひ利用させていただく、そしてさらには、夜も子供もいないというお年寄りのいるときには、救急車とは違いますから、そういうところでなくても、やっぱり用があつて来たりしたときに利用できるような、そういうふうにはしていただけないのか。業者とも話し合っただけで、そのことが本当であればというふうに思うわけであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の交付枚数につきましては、今年度より1枚当たりの助成額を引き上げましたので、今のところ考えておりません。

2点目につきましては、交付対象者一律での取扱いを続けていきたいと考えております。

3点目につきましては、タクシー券所持者が利用する場合の付添者は、現状においても同乗することは可能でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いや、答弁漏れ。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 私のほうから、最後のご質問で午後9時からとか日曜日でもやらないというところのくだりでございましたが、そちらについては、私もちょっと今のところ承知しておりませんでした。

タクシー事業については、国の許可の事業であるかと思っておりますので、その辺のところもちょっと確認しながら、もしそういった制限が事業者においてやっているということであれば、利用者の方には周知なり対応を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長が答弁したように、去年もこの辺、500円から580円に引き上げしているんですね。

ただ、私が一番言いたいのは、先ほども言いましたけれども、やっぱり住んでいるところが遠いだけでね、その利用というのは一律にやるべきではないんじゃないかと。物事のやっぱり公平性というそういうものからして、一律であれば、これは一番面倒くさいという言い方はないけれども、問題今はないんでしょうけれども、ただやっぱり遠いところの利用者がもっと便利になるような、そういう方向を私は検討するのが妥当ではないのかなと、こういうふうに思うんです。これは、もう券そのものが80円値上げしたんだからそういう必要はないんだと、こういうふうなことではないのではないのかなというふうに思うんです。その点、ぜひ検討していただいて、善処方をお願いしたいというふうに重ねてお願いしたいんですが、いかがでしょうか。検討をしてください。そのことであります。

それと、同乗については可能だということですので、これは問題ないと。私は、何か利用した人の話ではできなかったんだというふうなことがありましたので、ですから一緒に乗ったそういう付添の人は券を使わなくても乗っていかれるということですね、そのことを確認したいと思います。再確認。

それから、日曜日とか午後9時とかというのは、契約の際にそういう話は出ていないんですか。業者との契約があったと思うんです。ですから、私はそういうことはあるのかなというふうに不思議に思ったものですから、じゃ、今度の議会で聞いておこうと、確かめようというふうに思ったものですから、通告要旨の中にはないんであったんですけども、追加したわけでありましたが、その点はぜひ確認をして、できればそういう要望に応じてほしい、そういう契約に替えてほしいなというふうに思うんですが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目は、私が答弁させていただきます。3点目については、担当課より答弁させていただきます。

まず、1点目ですね、担当課はじめ様々な方々とお話しして、増額は検討をさせていただきたいと思います。

また、2点目の付添者については、現状においても同乗することは可能でございます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 契約等についてでございますが、もしそういった契約書の中に、今手元にちょっと契約書はございませんが、そういった日曜日に行わないような文言が入っているのであれば、もう従来からそういった周知はしているはずでございますので、現在のところ日曜日等はやらないというようなことはないものと理解はしてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 契約そのものの、私が突然言い出したものですから総務課長も当惑しているんだと思うんですけども、そういう声は届いていないんですね、町のほうには。とすれば、それはそういうことがないのかなと思うんですが、ただ町民の一人の方から言われたんですけども、そういうことがあったものですから、なお確認してね、そして改善すべきところを改善してほしいと、あるいはどこか無理があるのであれば、そういうふうなことを利用者にも通知するというようなことが必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） なお、事業者のほうとその営業日と営業時間等について、そういったことをまた再

度確認して、利用者の方に周知するようにしていきたいと思います。

以上です。

○10番（角田 勝君） 了解。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）義務教育の小、中学校の給食無料化の実現をめざすとくみ、町の社協のデイサービス等の料金値上げをしないの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） 表題のとおりであります、いわゆる義務教育はそれを無料とするというふうには憲法の中にもあるわけでありまして、教育の義務教育ということでありまして、小、中学校の給食もこれはやはり教育の一環として捉えるべき、そういう時代に来ていると私は思います。もう全国的にも、小、中学校の給食の無料化は毎年毎年、多くの自治体の実施に移ってきています。福島県でも、県下の4分の1近くになってきているのではないかとこのように思います。浅川町は、ご存じのように2分の1を助成をしております。およそ、その金額が1,855万というふうには予算化されておるわけでありまして、ぜひ、この学校給食の無料化は、もう前から私どもが一般質問でも、さらには議案の中でもただしてきたんでありますが、ぜひ、この1,855万は本当に喜ばれる生きたものとして私は使うべきだろうと。3年の決算でも2億からの黒字になるわけありますから、そういう意味では、そういうことも考えながらぜひ実現してほしいなというふうに思います。

3番目には、どうしてもやっぱり2分の1やっているんだから、実現は今のところ考えていないというようなことになってはならないと思うんです。だとすれば、やはり低所得者こういう方々への子育て、こういうことを考えれば、その世帯への補助も増額して、無料にするというようなことも最小限できるのではないものかな、そういう工夫もぜひしてほしいなと。どうしても全員やれないとすれば、そのことであります。

そして、最後の4番目には、6月の議会でもこの相次ぐ値上げ、様々な要件で値上げになってきています。特に食品関係なんかは、20%値上げになっているのがもう普通だと言われるほど上がってきています。町の社会福祉協議会でやっているデイサービス、それに関連するような受益者の負担、こういうものを値上げしないと、こういうことをぜひ実行すべきであると、こういうふうに思うのでありますが、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の給食費の無料につきましては、その必要性を感じておりますが、国の動向、さらには町の厳しい状況を踏まえ、十分に検討した上で判断する必要があると考えております。

2点目につきましては、当初予算計上額と6月議会定例会において計上させていただいた、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、物価高騰に伴う給食費保護者負担軽減分の354万円と併せて、給食費の2分の1補助を実施いたします。

3点目につきましては、ひとり親家庭や非課税世帯などの方を対象に準要保護児童生徒の認定により、学用品費や通学用品費のほか学校給食費も対象として支給しておりますので、おただしの一定の低所得者世帯の方などにつきましては、実質、給食費の負担はありません。

4点目につきましては、デイサービス利用時の食事代については、本来であれば、原則個人負担となります。

町では、浅川町内の事業所である社会福祉協議会とさぎそうで実施しているデイサービスの利用者の食事代については、1回利用1人当たり300円を補助しております。この制度は、浅川町独自の補助制度であります。他町村のデイサービス事業所を利用した場合の食事代は、全額自己負担となっております。

デイサービスの食事代については、各事業所で決定しておりますが、1食当たり500円が標準的であり、その内訳として200円が個人負担、300円が町補助分となります。以前から浅川町独自の補助制度として、今年度も413万円の予算を確保しており、町内デイサービス利用者の食事代補助を継続しております。

今後は、社会福祉協議会とさぎそうの食事代だけでなく、物価高騰や燃料価格高騰に対する影響なども把握し、補助については検討したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この給食の無料化についての質問の中で、いわゆるコロナの交付金等で350万来ておると、こういうふうなことも含めて、この給食費はゼロにするんだというふうに、私にはそういうふうに関心は聞かされたんですけども、私ののみ込みが悪いんでしょうかね、間違っているんでしょうか。

ただ、その次に、低所得者は様々な援助を受けているので実質はないんだと、こういうふうなことも言っておりますが、できればですよ、来年度から給食費の無料化をいろいろ検討して、コロナの交付金その他の物価の値上げの交付金、こういうものも加味しながら無料にしていくと、こういう決意なのでありますか。その点、お伺いします。これはいろいろ、今後行われるであろうことについて大きな影響が出てくると私は思います。給食の無料化を公約に掲げると、こういうふうなことが私はもう出ておるわけでありまして、その辺のことも含めてどういう対応を取るのか、もう一度確認したいと思います。

それから、デイサービスの食事代については十分検討すると。物価高騰なども把握して検討をしていきたいと。この300円ではなくて一定の物価の値上がりに対応する、そういう処置は取りたいというふうな答弁だったと、こういうふうにするんでありますが、確認したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 小、中学校給食の無料化は前向きに検討をさせていただきます。そのほかは、担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） では、デイサービスの食事代のくだりのほうで、ちょっとお答えさせていただきます。

食事代は食事代で300円、町内の事業所に対しては補助しているところですが、それ以外にも今、物価高騰、燃料価格高騰とかが叫ばれております。実は、さぎそうと社協のほうには直接、その辺はどうなんだとちょっとお伺いしたところ、何とか直接的な大きな影響は今のところはないという回答は得ておりますけれども、今朝の新聞ご覧になった方、おるかと思えます。県のほうでも、こういった物価高騰や燃料高騰に関して、社会福祉施設やら私立学校やら、あと鉄道関係の運輸関係に何か補助を検討しているという記事もございましたので、まずは町でももちろん検討はしたいと思えますが、県の動向とかも参考にしながら、今後、どう

いった状況でそういう補助とかがついていくのか見守りながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、課長から言いました、様々な物価高騰に対する国や県の手当て、交付金、そういうものなんかも含めて検討したいと、十分検討すると、こういうふうなことだと思うんですが、そういうことは、一定のそういう交付金なんかがあれば十分な検討をするということですが、そういうものも含めて、いわゆるデイサービスの場合には、町の社会福祉協議会、地域福祉センターでやられるデイサービスについては食費の値上げはしないという、そういうものに受け取ってよろしいのでありますか。

それから、町長の前向きに検討するというのも、いわゆる今は9月ですからね、もう11月の末になると予算の大綱を決めるようなそういう時期にもなるんで、長としては今のところ前向きに検討して学校給食無料化の実現のために頑張ると、こういうふうを受け取ってよろしいのでありますか。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そのように検討をさせていただきたいと思います。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）コロナ感染を防ぐために検査機器の無料配布事業を早急に実施すべきの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） コロナの感染の問題であります。通告には、コロナ感染を防ぐために検査機器の無料配布事業を早急に実施すべきと、こういうふうに通告しましたが、町内の感染者はいまだにゼロの日がないくらいと言ってよいほど、2人、3人、時には7人というふうに出ておまして、もう既に現状としては大変な数になっています。4日の段階で469人というふうな数字で、今少したつとこの人口の1割にもなるような、そういう数になってしまうのではないかとこのように心配します。症状が比較的軽いんだというそういうこともあって、急速に増えているというふうに言っても過言ではないと思います。

感染を防ぐためにはどうすればいいのかということは、町が、厚生労働省のチラシということで、1から6まで感染したときに注意したいことということで、感染したときのことが出ております。これ、あとは、ワクチン接種の症状が出たときとこういうふうになっておるんでありますが、1つは、感染を防ぐというそういうことで、今何が必要なのかということがあると思います。1つは、やっぱり今、感染した方々がほかに感染を広げていかないという点でのチラシが、部屋を分けたりマスクをしたり小まめな手洗いをしたりですね、そういう生活をとって、現在のところでは1週間ほど外出も控えるというような、そういうふうな状況になっております。

それでも、やはり会社に行ったり買物をしたり、あるいは何だかんだ出かけなければならないとか、様々な生活の中で広がっておるわけでありまして。問題は、やっぱり自分が感染したか、あるいは感染したのかどうかも実際は分からないような状況が、今生まれているのではないのかなというふうには思っているんです。私

も新聞配達をしたり、感染者の家に、分からないですからね、寄ってみたりと、こういう状況の中で、近頃は感染者のほうから、いや、私のところは感染しているから近寄らないでくださいとか、あれはというふうなそういうことが出てくるようになったんですね。今までは本当に、何かひた隠しにというような言い方では失礼なんですけれども、隠さざるを得ないような状況であったんですけれども、それほどやっぱり普通という言い方はあれですが、そういう状況が生まれているということでありまして、何としても感染を防いで、感染した場合にはもう後遺症まで残るといふそういうこともありますし、お年寄りの場合には、持病を持っていて併発して亡くなってしまうと。

浅川町でも、年寄りであります、コロナで最近亡くなったということを家族の方から聞いて私は驚いたんですけれども、そういう状況が生まれていることでもありますので、ちょっとおかしかったらばすぐに検査ができる、そういう抗原体の検査、検査のほうにも幾つかあるんだそうですが、1時間ぐらいで結果が分かるという検査機器がありまして、今は福島県のほうに電話をすればそれを送ってよこすというようなことまで新聞には載っておりますけれども、ぜひとも浅川町でそういう機器を購入して、希望する方は、浅川町役場、保健センターに行けばそれが無料でもらえて、そして結果がすぐ分かるというふうなそういう検査機器をぜひ購入して、無料で感染を防ぐそのものにするべきではないかというのが、1番目であります。

それから、2つ目には、感染の実態は、福島県の民報や民友なんかで私は、あるいはテレビですか、そういうもので知るんですけれども、こういう状況になった中で、やっぱり感染は、浅川町ではどういう感染が今起きているんだと。例えば、施設のクラスター、あるいは家族から家族への感染、こういうものなどもプライバシーに十分留意をしながらも予防のために広報でお知らせをすると、こういうことも私は感染を防ぐ一つの方法としていけるのではないかと思うんであります、検討をぜひお願いしたいと。これについてはもう国も、もっとインフルエンザ並みにするんだというふうな、もっと軽く考えて、どんどん簡単にするようになってきておりますけれども、その点であります。

それから、3つ目には、今後、コロナ事業が、コロナの感染によってこういう現状を考えたときに、公的なこれからの行事、こういうことについて中止や繰延べ、その他、そういう影響はどういうふうに出るのか。あるいは、今、例えばさんぎょうまつりとか、これからの行事、こういうものについてどう考えているのかも伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、県では7月29日から第7波の感染拡大に伴い、医療機関への受診集中により必要な方への医療提供が困難になる事態を避けるため、また感染の早期探知により感染拡大を抑制するため、重症化リスクの低い濃厚接触者または有症者が希望する場合には、自ら検査を行うための抗原定性検査キットを無料で配布する事業を開始しました。

県内在住の濃厚接触者または有症者が、県が設置した福島県新型コロナウイルス検査キット配布センターにウェブまたは電話で申込みをすれば、翌日には検査キットが自宅に届き、自宅で簡易検査が行えるものであります。

町民の皆様におかれましても、無料検査希望がある場合は、この県の事業を積極的に利用していただきたい

と考えております。この県の検査キット無料配布事業については、新聞等でも報道されておりますが、引き続き閲覧やホームページなどで周知に努めたいと考えております。

2点目につきましては、県の感染者数の公表については、現在は県全体の感染者数、各市町村の感染者数のみ公表となっております。新型コロナウイルスの感染が確認された初期の頃とは異なり、発症経過や家族構成などの情報までは報告はありません。

また、濃厚接触者と定義される範囲もかなり狭くなってきております。家族や会社などの感染状況、年齢別などの情報公表はできません。

現在、感染者数の報告については、国においても医療機関や保健所の業務負担軽減を考慮し、全数報告から定点報告に切り替えるなどの議論がなされているところです。町としては、これらの国や県の方針に従っていききたいと考えております。

3点目につきましては、現在のところ、敬老会は中止となりますが、それ以外の行事につきましては、感染防止対策を講じながら実施する予定でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 最初の検査機器の問題は、私も質問の中で言いましたけれども、民報やテレビなんかでここに電話すれば無料で送ってくれるんだと思うんですね、あれね、何かそういうふうに書かれておられて、ああ、これはいいことだなというふうに思ったと同時に、県のほうまで、そういう連絡したり何だりして受け取って検査をするという、そういうことよりも私が言いたいのは、この身近な町内の関係する部署で無料配布されて、そこで検査のやり方とか、そのキットにはいろいろ書かれておるわけでありましてけれども、この注意点なんかも指導を受けながら検査をすると。そして、陽性なり感染しているかどうかもしっかり教えていただいて、そして安心すると、そういうことが私は非常に大事だと思っているんです。それは県や国でも無料で始まったわけでありましてけれども、私は身近な浅川町でそれをぜひやりたいということであれば、県も国も、そういうことについてはきちんと一定の処置をしてくれるのではないかというふうに私は思っているんです。県がやっておるわけでありまして、その点はどうなんでしょうか。そのような検討をしてほしいと思うんですが、その点であります。

それから、この広報を利用したというのは、私は特にこの低年齢の子供なんかが増えていくことを考えますと、今、この浅川町では低年齢、いわゆる15歳以下あるいは10歳以下、こういう方の感染が毎日出ておりますとかという、そういうことは予防につながるというふうに思うんですけれども、そういうことは国や県がやっていないし、国の方針に基づいてやったのでできないと、こういうふうなことなんでしょうか。その点であります。ぜひ、そういうことも考慮に払う必要があるのではないかというふうに思います。

それから、3番目については、今のところ、さんぎょうまつりその他、町の今考えられる公的な行事についてはやる方向だと、こういうふうなことであります。それで終わりました。

そこで、これ、教育長というふうには書かなかったんですけども、町長でもよろしいわけですけども、学校の行事なんかではどういうふうにしてこのコロナに対して、例えば卒業式や学校祭、あるいは進学進路、学校参観、こういうようなことについては、どういうふうにしてこれからなされるんでありましょうか。また、現状はど

ういうふうにしておられるのかも伺いたしたいと思います。そして、子供の感染を防いでいくという努力はそういう中でどういうふうにしてやっておられるのかも伺いたしたいと思います。

さらには、これは通告しておりませんので、ぜひ今の段階で分かれば、この4回目の接種を4日に終わったんですね、一応ね、町でやったのは。現在のところで、4回目の接種を終わった方、3回目まで終わった方、いろいろいると思うんでありますが、その接種の状況もぜひ教えていただきたいというふうに思うんです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目の身近な町村の部署がやっていただきたいということでございますが、ほかの市町村も恐らく県の指導に従っていると思いますので、その方向で行きたいと思っております。

あと、そのほか、担当課、それで教育長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） じゃ、私のほうから、その2点目と4点目でしたか、をお答えしたいと思います。

まず、2点目の年齢とか家族構成の公表というか、周知したらいいんじゃないかというお話なんですけれども、こちらはやはりそれ自体がプライバシーというふうになるものですから、そういう情報に関しては公表できないというところでご理解いただきたいと思います。

しかしながら、クラスターが発生した場合、こちらは県のほうでクラスター認定するものですから、こちらは、例えば福祉施設でなった、学校でなったとかいうクラスターについては、これは県が認めて県が公表することになっていますので、そういう部分に関しては公表されると。あくまでも個人の感染状況については、プライバシー等もありますので年齢とか家族構成とかは公表できず、今は人数だけということになっているのは全国も同じだと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、4回目接種の状況ですが、おとといですか、9月4日、3日間の日程で8月27、28日、9月4日と、60歳以上を対象に4回目接種を実施したところですよ。おおむね当初2,100人ほどの接種者がおりましたが、ほぼほぼ、まだ集計しておりませんが、9割以上、95%ぐらいは多分、3回目受けた人は受けていただけたのかなと思います。

まず、急に入院しちゃったとか、そういうキャンセルはございました。また、連絡をよこさないでキャンセルという方もおりましたけれども、ほぼほぼの人、毎日700人前後は3日間で受けたので2,100近く受けておられるのかなという状況です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、学校関係についてお答えいたします。

まず、対策としましては、基本的な感染対策を従来どおり行っているところであります。

それから、学校行事の持ち方なんですけれども、例えば入学式とか卒業式ですと、規模縮小といいますか、人数を制限して、来賓の方あるいは保護者の人数を制限して行っております。

それから、運動会につきましては、密にならないように校舎内と、それから校庭、保護者の方、分散して見

るようしております。

それから、授業参観につきましては、保護者の方がやはり密にならないように分散して、2校時にはこの地区の方、3校時はこの地区の方というように分散して見ていただくようしております。そのような対策を取っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 学校行事でちょっと私お聞きしたいなと思ったんですが、いわゆる、もうこれ、学校祭というのは終わったんだっかね、これからですか。学校祭なんかは、やっぱり予定どおり、いろいろ感染防止をしながら実施していくという方向ですか。

今の3年生は、私は本当に、このコロナで明けてコロナで暮れるというそういう言い方、いろいろ語弊があると思うんですけども、コロナに翻弄された3年間だったのではないかなと思うんですね。ですから、例えば学校祭なんかは一大行事として、ぜひ感染をしないようにいろいろ工夫をしながら成功させて、合唱や、あるいは即興劇やそういうものを実施してほしいなというふうに思うのでありますが、その点、どういうふうになっているのでありましょか。特に、来年3月に卒業する3年生は、コロナに翻弄されたそういう3年間だったのではないのかなというふうに思うのでありますが、お伺いしたいと思うんです。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えします。

中学校の学校祭につきましては、これまでも、昨年、一昨年とコロナ禍ではあっても実施しております。やはり人数制限ということで、来賓の方、保護者の方、制限した形で行っております。これは生徒も大変楽しみにしている行事です。そして、中学校時代の大切な思い出になるかとも思います。今後の感染状況にもよるかとは思いますが、今年度につきましてもそのような形で実施をしたいと、学校と相談しながら進めていきたい、実施の方向で進められればと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番議員に申し上げます。

通告にないほうに進んでいる点もありますので、今後、気をつけて簡明な質問をお願いしたいと思います。

○10番（角田 勝君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） 次に、（4）旧統一教会は違法な集団と断罪されています。町の関与と態度についての質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） この問題は、今マスコミ等で大きく報道されてきて、政府のいわゆる支持率が急激に低下している大きな要因の一つにもなっています。それほど自民党の国会議員が146人もこの旧統一教会、今では世界平和統一家族連合というふうなことを言っているそうではありますが、これは特に旧統一教会のカルト的な集団でありまして、断罪されています。印鑑が3つでセットになって50万とか、あるいは倒産するような寄附金を半ば強制的に集めているというようなことで、断罪されております。裁判でも、とんでもない、これ

やはり違法だということになっておるんであります。

ただ、ご存じのように、この統一教会は政界に深く食い込んで、そしてこういう人たちも我々を応援したり認知しているんだからというようなことで、影響を広げているという点があります。ですから、そういう違法な行動に対しても国会議員のいろいろな関係したそういう方々も間接的にはその違法な行為を助けているという、そういうものにも言うことができるのではないかというふうに思います。もちろん、この統一教会というのは、前身は勝共連合というふうに言いまして、55年も前に、もう言うまでもないと思うんですが、韓国の文鮮明ですか、我は神様だみたいな形で宗教という名の下に世界にこの影響を広げているという。特に日本は、この寄附の約半分、もう何十億というようなお金をこの本部にあげているそうであります。

ですから、この統一教会から見れば、日本は集金という言い方ではまずいんですけども、寄附金を集めるための本当に絶好のそういう国民なんだというふうに考えているのではないかとと言っても過言ではないと思うんであります。それが政治の世界にも食い込んで、そもそも岸信介元首相が、最初にこの統一教会に関連をして、そして選挙があるたびに自民党に応援を頼んだり、電話かけを頼んだり、そういうことが現に日本の政治の中でやられてきておるんであります。特に典型的だったのは、あの京都の蜷川知事の選挙のときに、もう全国から集められた信者がこの民主的な蜷川知事を落とすために何千人も集まって、もう大唱和をしたり、候補者の自動車があると大声を上げて妨害をしたり、そういうことがやられたそうであります。今でも自民党の国会議員の選挙に様々な応援をしているという実態があります。ですから、これは、私は決して許すことのできない、そういう集団であるというふうに思うわけであります。

そこでお伺いしたいと思います。

1つ目には、今、国会議員などを取り込んで政治的な自分たちの考えというものを必要とする、そういうことをやっておるわけですが、浅川町では、寄附をもらったとか、広告を出したとか、あるいは町長へ働きかけをしたことがあるとか、そういうことはあったのかどうかということであります。

2つ目には、絶対に関与すべきじゃないと考えますが、今後も含めて町長は、あるいは町として絶対関与すべきでないと思うんでありますが、どうでしょうか。

3つ目には、いわゆる靈感商法による町民からの被害や様々な相談などは町の役場のほうにあったんでありましようか。これは、消費者センターの数字では1年間に1,200から1,500人ぐらいの相談が、被害を含めた、あるいは倒産させられたとかそういうことがあるそうではありますが、浅川町では、そういう被害についてはどういう相談なり、あるいはつかんでおるかどうかであります。

4番目には、町も広報などにぜひ、この統一教会、今では名前を世界平和統一家族連合というふうに変えましたが、こういう、あるいはその他の様々なこの組織の名前を使って、選挙の応援をしたり、あるいは町に寄附を願ったり、あるいは町に逆に寄附を出したりと、こういうふうなことがなされては大変だと思うんですね。ですから、町民にもぜひ被害に遭わないように、特にこの靈感商法、こういうものに遭わないようにぜひ、今大きな話題になっておるわけですから、このときに当たって町民にお知らせをするなり、被害に遭わないような啓蒙もすべきだろうというふうに思うのでありますが、お伺いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1 点目につきましては、町との関係はないものと理解しております。

2 点目につきましては、いわゆる政教分離の原則から、関与できないものと理解しております。

3 点目につきましては、関係機関も含め、調べた限りはございませんでした。

4 点目につきましても、関係機関と連携しながら対応してまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長、これ、いろいろ雑誌の広告も含めて、町に寄附行為を強要というと、寄附はあくまで寄附だからということで、名前を変えたりして寄附行為などの事実上強要するような、そういう働きかけが前にもあったと思うんですね。例えば、新聞に広告を出すと。こういうふうなことが、これは本当に1件もなかったんでありますか。その組織の名前はいろいろあるんですよ、何とかかんとか、そういうものですが、講演会に出てほしいとか、町長の選挙の応援をするからこういうふうにしてほしいとか、様々な働きかけがあるんだそうですけれども、浅川町では、そういうことについては、法的には一切そういうことがなかったというふうな認識でありますか。この問題が起きて、町ではそういうことについて、例えば課長会議なんかでも、そういう被害に遭わないような、あるいはこういうことがなかったかどうかというような話をしたことはあったんでありますか。私はこれからも必ず出てくると思うんです。

この組織は、いわゆる選択的夫婦別姓とか男女共同参画、同性婚を攻撃しているんですね。こういうあれを実現させてはならないと。例えば、結婚して夫婦になって、産まれたときですか、そのもともとの姓を別に、夫婦別姓ですね、名のる、そういうことにも反対しているんですよ。それを政治家に働きかけたりしてですね、そういうことはなかったのかどうかも含めて、今後も絶対そういうことに関与してはならないし、啓蒙してほしいというふうな重ねてお願いするんでありますが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私が町長になってからの雑誌等の寄附は一切ございませんし、聞いておりません。また、前にもあったということを知っておりますが、私の知る限りでは存じません。あと、5町村の管内でもこういう話は今のところ出ておりません。そしてまた、被害に遭ったというお話も聞いておりません。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○10番（角田 勝君） いや、今後はそういうことが絶対関与したりやってはならないというふうな、そういうことについても今聞きましたけれども、それは町長としてどうですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、今後もそういうことはあり得ないし、私自身も好きではありませんので、あるということはずは信じられません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）町の基幹産業である農業の発展を図るために具体的な施策の実施をの質問を許します。

10番、角田勝君。

〔10番 角田 勝君起立〕

○10番（角田 勝君） これは全般に、議員さんからも農業関係の質問があつて、いろいろ論議をされました。私は論議を聞くたびに思うんです。本当に、この農業者だけで、あるいは町役場だけでこの浅川町の農業を発展させていくことができるのか、これは非常に私はできないというふうに断言しても差し支えないと思うんですね。しかし、だからといって手をこまねてはられないというのも、もちろんそのとおりであります。

ご存じのように、あのロシアのプーチンが独立国のウクライナに侵攻して戦争を起こしました。とんでもない話であります。そのことはウクライナやロシアがやはり資源国である。特にウクライナなどは、小麦が世界的にも輸出の多くを占めておりまして、あるいはロシアもそうであります。また、燃料、天然ガスや様々なそういう資源を凍結したり様々な妨害をして、そのことによって世界的に食料難になってきております。と同時に、食費がもう1割から2割が値上げになったのは今普通なんです。ですから、やがては世界的に食料難がやってくるのではないかという、そういう国連の協議なり見通しなりそういうものさえあるわけであります。そうでなくても、一方的に、アフリカとかまだまだ貧しい国々では、テレビでもよく出まして私も目を覆いたくなるんですけれども、子供が腹を大きくして餓死しているという、日本では考えられないようなそういう状況が世界の国々で起きておると。こういう状況は、私は世界中の国々が力を合わせて、そういうものをなくしていくところに努力しなければならないのではないのかと、こういうふうに思うんです。

ですから、ぜひ私は日本の食料をきちっとやっぱり守っていくと、こういうことが国の施策としてやらなければ、このまま行ったら農業はもう壊滅的なものになって、しまいには大企業が農業に手を出して、先端技術でこの農家の人を人夫として雇ってやるようなそういうものに、私はなってしまうのではないかというふうに危惧させしています。そういうことで、私は特に、日本の国政が基幹産業である瑞穂の国の日本の食料を守っていくと、こういう姿勢に立たなかったら、もうなかなかこれから大変だろうし、農業の発展も確保できないというふうに考えます。

そういう観点から、この1から4までお伺いしたいと思います。

1つは、国・県への農業の多面的な役割を考えた交付金などを大幅に増やす、こういうことをぜひ、町としても町長としてもこれを強く要求していくことが大事だろうと思います。町村会長会でも、あるいは農協との集まりや様々な場所でもぜひ私は強調してほしい。そういうことが引き金となって農業の施策が改められるような、そういう日本にしていかなければならないと思うんであります。

2つ目には、そういう中であつても町が単独でも取り組んで、少しでもやっぱり町の農家の暮らしを守っていく、こういうことをまだやらなければならない現実の問題であります。そういう点で、飼料米の1袋当たり1,000円ですか、60キロですか、そういうふうなことも独自にやっておりますが、こういうことも含めて施策をより農家の要望に沿った、そういう施策を推進してほしいなというふうに思います。

3つ目には、前の議会でも述べましたけれども、いわゆる略称というふうに私は言いましたが、ああ、その前にちょっと私は失礼しました。

標題のナンバー5の町の基幹産業である農業の発展を計るべきという「計」が図書館の「図」であります。時計の「計」ではありませんので、それはぜひ、指摘があつて私も訂正しておきたいというふうに思います。

そういう減反の交付金、この要件が、3番目には厳しくなったんですね。5年に一度は米を作らなくてはな

らないと。「水張れ」という言葉を使っていますけれども、結局は米作りを5年に1回しなければ減反奨励金を、いわゆる交付金を出さない、あるいは大幅に削減すると、こういうふうになってきたのです。これでは、まさにこの国の要望に基づいて、田んぼに米を作らないで、そして作付をしないというそういう面積を達成してきたのにもかかわらず、またもや悪く変えたんですね。

ですから、私の例で申し上げますけれども、私は1反歩近くの元の田んぼに牧草をつくって、畜産をやっている人にその牧草を供給するという契約を結んで3万円近く頂いて、交付金をもらっていました。しかし、今度は、5年に1回は田んぼつくなくちゃ駄目だと。と同時に、牧草をまいた年には今までのように3万円交付金を出してくれるけれども、その次の、まかなくて牧草を刈り取って牧草を供給するということでは半値にもならないような、そういうことに改悪してしまったんですね。とりわけ、水をかける用水の装置や排水の装置ができていなければ該当しないと、こういうふうなこともあるんです。私は特に、下の低いところからポンプで水を揚げて、そして田んぼをつくっていたものですから、この用水路がないんですね。そういう施設がないので該当はしません、そういうことになるのではないかというような検査の結果が届いております。それらについては、担当者といろいろ分業、話をしましたけれども、そういう減反の交付金さえ国の言われるとおりに田んぼを減らしてほかの作物をつくる、これまで今度は厳しくすると、こういうことはなすべきではないと私は思うのであります。

ですから、町は、こういうことの国の施策を町が補填するという、そういう言い方は非常に当を得ていないかとは思いますが、町はできるだけ、国が3万円今まで出したのであれば、そういう場合には3分の1の1万円を交付するとか、そういう独自の、この助成措置をも考えていただきたいなというふうに思うのであります。同時に、今行っております農機具の購入の助成金などについても、もっとそこを拡大して……。

〔「議長、議長」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） すみません、質問通告書に書いていない内容が多いように見られますので、もうちょっと簡潔に中身を説明していただければと思います。

○議長（水野秀一君） 10番議員、よろしくお願いします。

○10番（角田 勝君） 今のことについては、これ質問通告書に書いてあるんですけどもね。

○議長（水野秀一君） 10番議員、本当長くなっておりますが、通告で1、2、3、4番の通告があるわけですが、その中身をしっかりとつかんで説明、通告どおりをお願いいたします。

○10番（角田 勝君） はい、はい。

そういうことで、なお一層充実してほしいというふうに思います。

それから、4番目には、いわゆるほかの議員からも出ましたけれども、農業法人ですね、これは町の農政課が時宜を得た講演会だったと思うんですけども、法人についての講演会がありまして、私も聴講しているところがありました。こういう法人など、やる気のある者になお一層の精神的にも物理的にも助成をすべきだと、こういうふうに思うのであります、お伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、担当の農政課におきまして、県中農林事務所や県須賀川農業改良普及所と定期的に情報を交換しており、その際、町農業の実情を伝えてあります。改めて、私も引き続き、機会があるごとに町農業の実情を関係機関に訴えていくつもりです。

2点目につきましては、今年度は町単独事業として、各農家に水稻種子購入の際の助成や燃油、肥料及び飼料等価格高騰対策の給付を実施しております。限られた町予算の中での事業展開となりますので、財政状況を踏まえながら、既存補助金の支出の在り方をもう一度精査したいと考えております。

3点目につきましては、まず略称の減反交付金は現在はありませんので、経営所得安定対策事業のことと思われる。水田利用による転換作物の作付面積に応じて種類別に交付金を交付しております。町においては、平成26年度より町単独事業の水田作物振興助成として、飼料用米1袋につき1,000円、そして振興作物として、飼料用作物、野菜、花卉に対し、10アール当たり2,500円を交付しております。なお、多面的交付金事業や農業機械購入補助金、担い手育成支援事業の助成枠拡大につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

4点目につきましては、先ほど1番、菅野議員にもお答えいたしました。個別で丁寧な対応を基本として若者のやる気の本気に導くよう、各種支援制度の周知も含め、県などの関係機関につなげていくこととしております。

以上です。

○10番（角田 勝君） 了解。

○議長（水野秀一君） ここで2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順6、4番、木田治喜君、（1）町の防犯体制についての質問を許します。

4番、木田治喜君。

〔4番 木田治喜君起立〕

○4番（木田治喜君） 町の防犯体制についてお伺いします。

浅川町第5次振興計画後期基本計画においても、安全・安心な町づくりの推進が明記されています。警察庁が2000年制定、2014年に改定した「安全・安心まちづくり推進要綱」が地方自治体の防犯カメラの設置、導入の動きを活発化させています。前回の定例会においても、同僚議員も同趣旨の質問をしています。質問が若干重複することもあります。ご承知願いたいと思います。

町の防犯カメラ設置を推進している現状において、昨今の痛ましい事件や事故等の抑止に大きな効果を発揮するであろう防犯カメラ、防犯灯等の運用を含めた防犯体制及び地域全体での構築に有効な補助制度について伺います。

1点目、町は防犯体制をどのように具体的に構築するのか及び防犯カメラと防犯灯の今までの設置台数を伺

います。

2点目、企業、自治会、商店会、個人等が行う防犯対策時の補助制度の方向性を伺います。町全体で防犯対策を構築するためには必要であろうという考えから伺います。

3点目、防犯カメラ設置の全体的構想及び設置のプライオリティー、いわゆる優先順位を伺います。

5点目、地方創生臨時交付金で今年度取得予定の防犯カメラの現状がどのようになっているか伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4点目がないの。

○4番（木田治喜君） 4点目ですね、防犯カメラ設置運用ガイドラインについても伺います。すみません、抜けました。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の町の防犯体制の構築につきましては、町防犯協会を主軸に、社会情勢を踏まえ、警察をはじめとする関係機関と連携しながら対応してまいりたいと思います。防犯カメラの設置台数は、4施設で23台、防犯灯は770基でございます。

2点目の補助制度につきましては、今後、研究してまいりたいと思います。

3点目につきましては、公共施設に限りますと、優先順位としては、不特定の方が利用する施設などに順次設置してまいりたいと考えております。

4点目につきましては、他団体の例を参考にしながら、速やかに定めたいと思います。

5点目につきましては、中央公民館は8月10日から運用しており、役場庁舎、保健センターにつきましては、仕様書等を調整している状況です。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ありがとうございます。

1点目について、防犯協会それから警察との連携で行っているということと、4施設9基だったですかね、が設置されている、それから防犯灯については770ということでお答えいただきました。

町の防犯体制というのは、あらゆる視点が必要かということになりますが、1つには、振り込め詐欺等もありますし、それから2つ目、自主防犯活動の強化、それから3つに、防犯関係の機関の連携、これは今、防犯協会だとか、それから警察だというお話もありました。それから、犯罪弱者、被害防止の推進等々ありますが、防犯カメラの設置が子供や女性、それから高齢者等、社会的弱者を狙った犯罪を抑止するには、抑止効果の高い防犯カメラというのは非常に安心につながるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、2点目、4点目について関連があるんですけども、町全体の防犯体制には、企業、それから自治会、商店会、個人等の協力、連携、対応が必要です。その意味で、そういう補助制度も非常に不可欠な要素になってくるんじゃないかなということが思われます。補助制度を充実させることによって、町全体の体制が出来上がるんじゃないかなというふうに思っています。

ここで、1つだけ皆さんにご紹介したいところがあるんですけども、全国の地方自治体でもあらゆるところでこの防犯体制をやるためにいろんな構築がなされています。そこに、愛知県に非常に財政的には裕福なんですけれども、4,000人ぐらいの飛島村というところがございます。これ、非常に有名なところで皆さんもご存じかと思うんですけども、「安心カメラ」ということで地域ぐるみでやっています。これはご存じのとおり、この飛島村は非常に財政が豊かで日本一の町というふうに言われています、実際は村なんです。そういったこともあって、そういったものに対しての角度が非常に高いということですね。

ただし、防犯カメラの設置について、最重要課題が設置運用に対する規定です。これ、先ほどから推し進めますよと町長さんのほうの回答もございましたが、実際に防犯カメラ装置についての規制する法律というのはございません、今のところ。これは皆さんご存じのとおりだと思うんですが、だからこそ防犯カメラを設置する上でこのガイドラインといいますか、策定、この条例でも何でもあれなんです、その辺の策定が不可欠だと。まず、一番先にそこをやっていかないといろいろな問題が起きてくるだろうというふうに思っています。

それで、この防犯カメラが相当数、今全国的にも設置されてきているのは、先ほど言いましたように、警察庁のあれがありました。そのときに、非常に防犯カメラだとか防犯灯が有効ですよという報告書も出ていますので、それで拍車がかかってきたんだろうというふうに思っています。

それで、同時に、先ほど言いましたように、条例、規則、要綱、ガイドライン等も併せて策定しているのが現状です。いわゆる撮影していることの明示だとか、設置者の名称だとか、それから記録したデータの保存の仕方だとか、それから消す場合の規定だとか、それから、こういったものに利用しますよといった制限等を網羅することが非常に重要だし、それは、先ほど来からもちょっと出ていますけれども、個人のプライバシーを守るという点でも相当数の効果があるということです。

個人情報保護法の観点から策定が必要だとされていますけれども、いつまで町は、これ必ずやらなきゃなんないことだと思うんですが、再度策定するという話は今、回答いただきましたけれども、いつ頃までに策定するのかということをお伺いします。

それから、3点目の防犯カメラの設置に全体的な構想が必要だということで、設置済みが多分、こども園、図書館、地域福祉センター等とありまして、設置予定が役場の庁舎とか、中央公民館とか、保健センターとなっているように聞いています。先ほど、いわゆる不特定多数の出入りがあるところを優先的にやっているんだということなんです、どのような理由で、不特定多数といたらみんなありますよね、ほかにも。どういった理由でその設置場所を決定しているのか、これもちょっとお伺いしたいと思います。というのは、どういうことかという、あさかわこども園は入っていますけれども、小学校、中学校なんかもそういう意味では上位にランクされるんじゃないかなということから、それをお聞きします。

この策定順位も、次はこれをやる、これをやるというふうにちゃんと決まった中でしっかり、次はここ、次はここ、予算のつく限りこっちだという中で順位をぜひとも検討していただきたいというふうに思いますが、そちらも今後つくっていくのかどうか、そちらのほうもお伺いしたいというふうに思います。

それから、4点目の価格面なんですけれども、4点目について価格面からも見る必要があると思うんですけども、今回、地方創生の云々で110万の3か所ということで計上されていますけれども、私それ聞いたとき、非常にすごい高額のものを買うんだなというふう感じたところで、今どのようになっていますかという

ことをお伺いしたんですけれども、多分、私の感覚では高くとも50万前後が普通かなと、これでもいいほうかなというふうに思っていますし、維持管理費だと4万から5万ぐらい、リースだと1万から2万ぐらい、地域福祉センターに設置されたものが多分、そのぐらいかなというような感覚を持っています。ある意味、ある程度の調査をしないで、地方創生のときには計上したのかなというようなこともありますけれども、ぜひ、その辺のことも、これからのことも考えてしっかり調べていただいで行っていただきたいというふうに思うんですが、そちらのほうを再度、5点ほど再質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、1点目は、十数年前から、この防犯カメラというのは重要で有効的であります。私もそれは重々承知しております。以前は、プライバシーの問題とか何やらで、なかなか防犯カメラは設置することが難しいことがありました。でも、今はなくてはならないと思っております。

あとは、担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、私のほうからお答えいたします。答弁漏れがございましたら、教えていただきたいと思えます。

まず、ガイドラインの策定につきましては、個人情報保護法との関連等が出てまいります。データの保存期間、それからそのデータを取り扱う管理者の規定、どのようにするか等もございますので、一番分かりやすいような形でのガイドラインをできるだけ早く作成したいと考えております。遅くとも年内にはやりたいというような、今のところそのように考えてございます。

それから、設置順位でございますが、基本的に、いわゆる順位でございますが、特定施設、例えば特定の人しか利用しない施設で小規模なもの、給食センターであるとかそういったところは、優先順位は下がるのではないかと思います。小中学校、こども園につきましても特定の人しか利用しないとは申しても、保護者の方が出入り、もちろん業者さん等いろいろな方が入りますし、児童生徒の数も相当数になりますので、そこは優先順位は高いものと理解しております。現時点で、中学校建設も踏まえまして、学校についてはちょっと保留の状況でございますが、今後、その設置時期等については検討してまいりたいと思えます。

それから、価格面のところでございますが、中央公民館のほうで6月の補正後にまずは設置いたしました。当初の予定のカメラの台数をいろいろ予算の範囲内で検討しまして、結果的に、体育館も含めた敷地が広いもので、カメラを7台、それからレコーダー1台、モニター1台で設置したところでございます。その金額が100万を切る状況でございました。

今後も、その役場庁舎、保健センターにつきましても、機械警備の会社等とその機械警備との連携等もございまして、その辺の詳細打合せをしながら、できるだけ有利なような契約を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） ありがとうございます。

年内に、ガイドライン、規定等も含めてできるだけ早く、なおかつ年内にと。もう既に設置済みのところが

公共的に言えば4か所ですか、公民館も入ったということなので4か所です。もう早めにつくっておかないといろいろ後々問題になるだろうと。特に個人情報第17条ですか、そちらの関係で非常に問題になることが多々ありますので、そちらのほうを早急にやっていただきたい。なおかつ、ガイドライン規定をつくるときには、福島県でもいい先駆者があります。これは福島県の国見町、先ほども何か出ましたけれども、国見町が非常にこれらについては進んでいます。その辺のことも参考にしながら、ぜひ、あそこはちょうど県境になるということではいろんな方が出入りするということもあるんだろうとは思いますが、こういったものが非常に早くつくられています。ぜひ、これから定住・移住関係で観光客、それから小貫のこととか、花火のこととか、吉田富三記念館等々含めて呼び起こそうという段階においては、この辺の整備も非常に必要なことだというふうには私は思っていますので、早め早めに策定願って、ぜひとも今12月の定例会等において、そちらのほうで執行部側から議会のほうに提出されることを望んでいます。

それで、ぜひとも優先順位も含めて、そちらのほうでやっていただきたいというふうには思っていますが、1つ、防犯灯についてもちょっとお話ししておきたいんですが、屋外で防犯を目的にする防犯灯、深夜は犯罪発生率が高くなりますので、暗がりや発生させないいわゆるピッチの問題だとか、それから従来の蛍光灯や水銀灯より消費電力のいわゆるランプ効果が長くもちますLEDの照明の設置、これは町でも強力に進めているところだとは承知していますが、冒頭にお話ししました安全・安心まちづくりの推進要綱でも、公共的なエリアの照度の標準、明るさですね、を定めています。人が通る道路、行路、駐輪場は3ルクス以上とか、それから公衆トイレの付近は50ルクス以上だとか、こういったことが規定されていますので、それにのっとって行っているかどうかちょっとお尋ねします。

それから、防犯灯の犯罪抑止とか監視性の確保ですね、これが特に有効であるということで、犯罪行為が誰かに目撃されているんじゃないかというような、監視されることが犯罪抑止に大いにつながるんだということだと思います。ただ、防犯灯を設置するだけじゃなくて、防犯カメラと同様に、一定の構想を持ってスポットスポットで無駄のない照明計画が必要だというふうには思っています。あと、防犯という点では、定期的な集団パトロール、これも町のほうではやられているかと思うんですが、集団パトロール、それから美化活動、6月の農村公園等の清掃も含めていろいろありますけれども、そういったことで、地域と一体となって不審者を寄せつけない意識をつくるのが非常に有効だというふうには思われています。

そこで、防犯等の機器が効果を上昇させると思っていますので、ぜひとも防犯カメラを設置するのを急いでいただいて、それから100万、先ほど公民館のお話だと、カメラ7台ついたのでそれぐらいかかりましたよということがありましたけれども、前回もちょっとお話しさせてもらっているんですが、プラットフォーム、これも議会のほうにも福島県の案内が来たということで、我々協議会の中でもちょっと話題になりました。

これは国のほうもそれがあって、浅川町もその会員になっているということも聞き及んでいますので、ぜひともそういったものを利用して、相互間の話の中で防犯カメラの設置、これも私個人的に言えば、公民館なんかはそれの最たるもので、自販機がどうのこうのと問題はあるんでしょうけれども、そういった方向性もあるということで、ぜひとも検討するテーブルの上に乗せる内容じゃないかなというふうには私個人的に思っていますので、ぜひともその辺のことをアンテナ高くしていろんな情報集めながら、もし1か所設置するのに100万ちょっとかかるのであれば、今までも吉田富三記念館だとか、いろんなところを今後やる上でも相当数の予算

かかりますので、その辺のことも含めて考えていただければというふうに私は思っています。早め早めに動くことが非常に大事で、その前にやっぱり、先ほど来から言っているように規定その他が一番先に必要ですので、これはぜひとも早めに行っていただきたいというふうに思っています。

最後に、防犯体制に役所がどのように関わっていくか、これは町だけではできませんので、地域ぐるみでやらなきゃならないことなので、どのように関わっていくかということをお尋ねして、この2点ですね、防犯灯とどのように関わっていくかという2点をお伺いして、終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、補足説明を担当課より説明させていただきますが、本町はこれから移住・定住に、あるいは観光に力を入れていきますので、防犯灯についてはさらに力を入れて、地域と一体となって安心・安全の町づくりをつくりたいと思っております。ぜひご協力をお願いいたします。

補足説明を担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

まず、防犯灯の設置基準についてのいわゆる安全・安心まちづくり推進要綱に基づくような、その照度等の確認でございますが、実際のところはそこまで確認はしていないところが現状でございます。今後とも、なおその辺のところも考慮に入れながら、防犯灯の設置については気遣って設置していきたいと思っております。

それから、全町的なその防犯体制のお話かと思っております。

私も調べた限りではございますが、神奈川県とか横浜市等については、警察、県、市、土木事務所、そういったところが全て連携を取りながら、防犯カメラや防犯灯全てにおいてそういった町づくりを進めているようでございます。福島県の場合については、ちょっと私も勉強不足なところはございますが、そのような形でいければいいとは思いますが、なお関係機関と連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順7、8番、須藤浩二君、（1）社会福祉協議会についての質問を許します。
8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 8番。

社会福祉協議会について、2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目、泥棒被害を町の監査が行われたときに報告しなかったのはなぜか。

2点目、再発防止策はどのように検討されたのか。

以上2点でございます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、本件については社会福祉協議会の管理上の問題であり、本来は町長として答弁をする立場ではないと思われませんが、以下答弁をさせていただきます。

1点目につきましては、被害については、社会福祉協議会の事業に関する被害でありましたので、町の監

査委員には報告しておりませんでした。社会福祉協議会の対応としましては、事件発生後、警察に被害届を提出し、緊急に社会福祉協議会の理事、評議員、監事に集まっていただき、被害の発生と対応、その経過についてご説明をさせていただきました。

2点目につきましては、再発防止策として、施設面では地域福祉センター内外に防犯カメラを設置いたしました。社協内部では、今回の事件が発生したことで、今までの管理体制の在り方を見直し、鍵の保管方法の見直しや施錠の徹底、金庫がある部屋には関係職員以外は入れないようにするなどしているところです。

今後、このような被害がないよう再発防止策を徹底していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町長がこのように答弁してくれるとは思いませんでした。非常にありがたいです。

確かに、社会福祉協議会のことなので、ここで答弁する町長のあれはないというのは私も十分知っております。ただ、個人江田文男が社会福祉協議会の代表になっているわけではないというのもよく私は理解しているつもりです。ですから、町長という肩書がある以上、町の予算を支出している以上、やはりここでこのように答弁してくれることはまさに願ったりかなったりでよかったですと思います。町の監査のときには報告しなかったのはそういう理由だというのも、風の流れて耳にしておりましたので分かっております。

ただ、事後で聞かされるものと、監査という立場でお金の適正な運営等を言った監査委員さんが後で聞いたことでは、事前に聞いたものと後で聞いたものでは印象はかなり違ったのではないかなという思いで、やはり町に対してもその時点で報告するべきではなかったかなと私は思うわけで、1番の質問を投げかけました。

2番目の再発防止策、検討されたということで、非常に頼もしいなど。ただ、今まではどうだったんですかね。きちっと施錠した確認の最終退出者の名簿の記入など、そういうものはあったのか、またセキュリティー会社との何時以降、最終退出者がいない場合、連絡が来るような、そういう体制はできていたのかななどについても一度、再発防止策の件でお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町の監査については、本当に報告はしておりません。それで、後で聞いてどう思うんだということではありますが、社協の監査人にはもう報告しておりました。そしてまた、前回お話ししたとおりに、県の社協、そして弁護士といろいろ相談した結果、こういうことになってしまいましたので、今後はもうないと、あってはならないんですけれども、報告したいと思っております。

それと、セキュリティー、これは入った時点で、数十分後で来ております。そして、所長のところにはすぐ連絡が行きます。そして、所長から私に連絡が来ます。その時点で、約1時間以内で全員到着していると思います。当然、現場には手をつけることはありません。そういう金庫のあったところには入ることはできませんので、まず関係者も入れないということでありましたので、今後、二度とこのようなことがないように防犯カメラを設置いたしますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 町長、本当にもう二度とないように、もう一度くぎを刺して言わせていただきます。と

いうのは、お金だけじゃないんですね、預かっているものは。やはり利用者さんの信用というものと一緒に預かっているということを忘れないで、再発は絶対しないということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○町長（江田文男君） いいの。

○8番（須藤浩二君） 大丈夫です。

○町長（江田文男君） いいの。

○8番（須藤浩二君） 答弁されますか。

○議長（水野秀一君） じゃ、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、これはお金だけではありません。やはり信用が第一だと思っておりますので、常に肝に銘じておきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）町道の管理についての質問を許します。

8番、須藤浩二君。

〔8番 須藤浩二君起立〕

○8番（須藤浩二君） 8番。

町道の管理について、3点ほどお伺いいたします。

1点目、3月議会で質問をした、件名1-③について。今もなお白線の引き直し等々行われていないようですが、本年度の計画はどのようになっているのか、お聞きいたします。

2点目、新設された町道交差点で度々交通事故が発生しております。重大事故が発生する前に再度安全対策を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目、3月議会で質問をした件で何か進展したものはあるのか、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、今年度も町道の外側線、中央線の引き直しを計画しており、5路線の実施を見込んでおります。

2点目につきましては、交通事故が発生しないよう、引き続き交差点の安全対策について検討を行っているところでございます。

3点目につきましては、国・県道の管理に関し、随時石川土木事務所に修繕等の依頼をしており、改善されている箇所もございます。

町道の管理につきましては、今年度より道路作業員を5名体制としており、道路の草刈りについては、以前に比べ苦情が少なくなってきました。また、国・県道の交差点付近など草が伸びて見通しが悪い箇所についても、道路作業員で対応している箇所もございます。草刈り作業が一段落しましたら、今後は、道路脇の樹木や枝の伐採、路肩の土砂撤去等を行っていく予定となっております。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 白線の引き直しは、今年度はまだ行われていないと。これから5路線を計画して行うということで、よろしかったのでしょうか。

2点目に関しては、さらに安全対策を今考えているところだと。

3点目に関しては、5名の方で国・県道も含めて町のほうで対応して、美化、そして安全に対して協力しているということです。

私が言いたいのは、3月の議会で質問してもう半年なんですよね。半年で引き直しはやっていない、これから5路線やるんだと。計画は果たしてできているんですか、これ、町長。あと、重大事故が起きているにもかかわらず、まだ考え中だと。もうそろそろ死亡事故が起きてもおかしくないんじゃないかなと。その前に、やはり対策を行うべきじゃないかなと。私も何度かあそこでヒヤリハットをしております。止まるべきところで止まらずに、そのまま行ってしまうと。クラクションを鳴らせば、ええ、あんた、何、クラクション鳴らしているのって、逆ににらまれるようなことも2度、3度ございます。そのような交差点でございますので、一刻も早く安全対策を行うべきと私は思います。

あと、3月議会で質問をした件に関しましても、作業員さんを使って鋭意努力をしているということですが、やはり半年です。町長、6か月たっているわけですから、もうちょっと前進しないと。あと半年、何もやらないでこれ終わっちゃうんじゃないですか。再度、その辺、担当課長も含めて答弁をいただければと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 補足説明を担当課よりさせていただきますが、事故の現場、事故が起きるたびに、停止線とか、あと光る信号機みたいなものをつけております。そしてまた、さらには停止線の看板もつけております。やはりこれは、片方は一時止まれです。やはりマナー問題もあるのかなとは思っております。いかんせん、重大事故が本当に発生しないように、さらに関係機関と本当にどのようにすればいいのか、これ、さらにお話をさせていただきます。ただ、信号機はつくことはないと思います。

そのほか、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

1点目の中央線、外側線等の計画ですけれども、こちらの予算につきましては道路管理の予算ということで、ざっくりと町道等の維持補修の予算の中で行っているところでございます。残り約半年となりまして、今、今年度予算の状況も考えながら、まず候補の路線を5路線といたしました。これによりまして、見積り等頂きまして、その中でどの程度実施できるのか、そしてどこが優先すべきかというものを判断しながら進めてまいる予定となっております。

それから、2点目でございますけれども、様々な方法を検討中ということでございまして、例えば物理的に止まってくれるように、本当に凸凹といいますか、凹というその障害物みたいなものをつけるとか、それからそこを通ると音がするとかというようなものも考えましたけれども、あの交差点付近に住宅地が近くにありまして、騒音の問題等もございます。また、物理的に狭く見えるような、今現在3Dのようなものを脇につけて、今狭く見せてスピードを落とすとかということもちょっと考えましたけれども、夜間だとどれだけ効果があるのかなというのもあります。

それから、中央線のところにラバーポールなんかを両方につけて実際に狭くするというようなことで、注意

を促すという方法もあるんですが、そこから、例えば右折してお店に入ったりとか自宅に入ったりするという、そういったものも困難になる場合もありまして、なかなか今現在、よい方法が見つからないような状況なんですけれども、可能な限りラバーポールなんかで狭くするようなことを付近の住民の方に、何名かには相談したんですけれども、同意を得ながら、そういった方法も引き続き検討していきたいと考えております。

それから、3点目になりますけれども、3月の議会で県道ですけれども、小野久保坂というんですかね、浅川古殿線、そちらのお話もあったかと思いますが、冬期間の凍結の問題。こちらに関しても、おただしありましたとおり、日陰の問題の解消につきましては、土木事務所のほうに要望する機会、それからお話する機会のときには、例えば山の木を切って日陰を解消したいということでお話をしております。

ただ、個人の山林、所有物でございますので、なかなか最初からそちらのほうに県としては手をつけられないというお話でありまして、県道敷ののり面ですね、大分山の近くのほうまであるようでございます。そして、そちらのほうの木が生い茂っているという状況でございますので、県のほうもそちらのほうをなるべく伐採して様子を見たいというような回答は得ております。その後にも、いろいろ検討したいという回答も得ておりますので、若干進捗はあるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 今、課長から出ましたけれども、小野久保坂の件ですね。そのとき私、多分こう言ったと思うんですよ。木を切るにも地権者の了解を得なきゃならない。土木事務所に何言ったって、土木事務所が地権者を探して、地権者に木を切らせてくださいって言うはずがないんですよ。前回もこれ、同じこと言いました。それであれば、町が地権者の方と話をして了解をもらって、その了解の後に土木事務所に行って、了解をもらってきたから何とか予算つけて切ってくれませんかというの、一つの手段じゃないですかね、町長ね。やはり全てを土木事務所、土木事務所と言わずに、やはり地元の自治体が動いて、それで後はバトンを渡すというの私は必要じゃないかと。そのように、前回と同じです、思っております。あと、半年でございます、雪降るまで。あと、3か月たったら雪も降ります。何とか春に要望した件ですので、ちょっとでも進展していただければと思います。再度町長、答弁お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 土木事務所とか現場には、必ずこういう質問があったら職員は行っております。やはり話をする、あるいは現場に行かないと絶対に分かりませんので、私は厳しく言っているつもりであります。

それで、あと半年と言っておりますが、本当にいろんな計画はしております。そして、どの状況が一番安全で安心にできるのかは、これは本当に常日頃やっております。今、計画を練っておりますので、必ず前進しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、11番、金成英起君、（1）八紘園の整備管理についての質問を許します。

11番、金成英起君。

〔11番 金成英起君起立〕

○11番（金成英起君） それでは、八紘園の整備管理について質問いたします。

八紘園は、春の桜、秋のもみじに野鳥などが飛来し、近年は本格的に美化整備に取り組み、水質も改善され、多くの町民が集う公園となっておりますが、多くの町民の要望であります公衆トイレ設置のお願いであります。町長の見解をお伺いいたします。

1、公園トイレ設置について、2、ハスやスイレンの植栽について、よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

1点目につきまして、町の名所などの整備については、今年度は城山公衆トイレの改修を進めております。八紘園を含めたその他の名所などについても、町の財政状況を見ながら、順次整備を検討していきたいと考えております。

2点目につきましては、八紘園は土砂の撤去や天日干しなどのため、年に何度か水を完全に抜いております。長期間にわたり水を抜くこともございますので、ハスやスイレンを植栽することは今のところ考えておりません。

○議長（水野秀一君） 11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） 再質問いたします。

確かに、浅川町のシンボルの城山公園は、今年の予算でトイレが新しく設置されるという予算もつきました。あわせて、弘法山公園、町の公園としてやっぱり3本柱なんですね、八紘園を。もっと本格的に美化整備に取り組んでいただきたいという旨の。やっぱり町民が利用して集まる場所、一番必要なのはトイレなんですね。子供連れで結構来ています。あと、若い人たちも来ています。春になると、特に桜花のシーズンになると、環境がやっぱりいいんですね。

八紘園なんですけれども、八紘園そのものは一分団の防火用水として維持管理していたんですね。その前は、農業のため池として、荒町からすると背戸谷地、あの八紘園の下側はほとんど田んぼでした。田んぼが今宅地になり、今必要なため池から八紘園という形を変えて公園化になったわけですが、ぜひ、引き続き城山のトイレの設置が終わり次第、予算化していただき、ぜひ計画の中に入れていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今年度、八紘園は、青年会が桜の名所としてちょうちんでしたか、それをボランティアで設置していただきました。大変、町としてはうれしくありがたく思っております。そして、本当に今、桜の名所として八紘園は有名になってきております。特に、水が張っているときの桜が水に映って大変きれいということでカメラがもう来ているのは、私も重々承知しております。本当にトイレ、これは弘法山もそうですが、何とか予算をつけて実施していきたいと思っておりますので、とにかく優先順位がございますので、もうしばらくの間、お待ちいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） この件は、先輩議員並びに同僚議員であります議員さんからも何度か質問いただいていると思いますが、やっぱり今、下水道が通り、水道が通り、工事しやすい環境が整いましたので、次年度予

算化されて、何年後じゃなくて来年やると、ぜひそういう返事をもらいたいですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） トイレもこれ相当なお金がかかると思います。ですから、前回は11番議員は弘法山の整備をしていただきたいということで、弘法山の件もございませう。先に八紘園をやったら、恐らく苦情が出るかと思ひますので、とにかく順次やっていきます。それで、来年度予算化は、いろいろ予算要望がございませうのでちょっと難しいかなと思ひますが、今のところ勘弁していただきたいと思ひます。

あと、ハスやスイレンのその花ですか、私も最初はいいと思ひましたが、やはり長期間水を抜いてしまひますので、ちょっとこれも難しいと思ひますので、様々な、今後、この八紘園は皆さんで共に知恵を出し合いながらやっていこうと思ひておられますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

○議長（水野秀一君） もう一回やるの、金成英起君。

○11番（金成英起君） 申し訳ありません、4回目になります。私、ため池を水を抜いて管理するのは理解できますが、ハスを植えれば水質はもうきれいになります。管理がうんと楽なんです。毎年池を干す必要もないし、本来であればあそこに魚など本当は放流をしていただきたいんですが、今の池を見ると死んだような池ですよ。水草も1本も生えていない、魚も1匹もない。あれではもう池としては機能していませんよ。ぜひハスの植栽を考えていただいて、水質はよくなりますから、水の管理もうんと楽なんです。ぜひお願ひしたいと思ひます。

○議長（水野秀一君） 江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、八紘園が今、夕方、子供たちがいっぱい何をしているのか知っていますか、何を捕っているのか。アメリカザリガニなんですよ、物すごい数がいるんですよ。やっぱりそういうことがありまして、ハスを植えたら子供たちが魚釣りができなくなるって、ちょっと二、三人の子供に聞いたことあるんですよ。ですから、今後、様々な検討をさせていただきますと思ひます。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）グループホーム建設事業進捗状況についての質問を許します。

11番、金成英起君。

〔11番 金成英起君起立〕

○11番（金成英起君） お疲れのところ最後になりますが、グループホーム建設事業の進捗状況について。令和4年度当初予算で町政運営に当たっての所信の一端の説明をいただきました。その中で、認知症対応型グループホーム建設事業進捗状況についてお伺ひいたします。

1、進捗状況について、2、地域密着型サービス開始予定について伺ひたいと思ひます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目の進捗状況でございますが、土地の賃貸借契約について、現在最終的な協議をしているところでございます。

2点目につきましては、当初の予定では、令和4年5月に土地賃貸借契約後、クローバー側で建設工事を発注、令和5年3月建設工事完了、令和5年8月に町への地域密着型サービスの申請、決定後、令和5年9月からサ

ービス開始の予定でしたが、事業所に現時点の開設予定を再確認したところ、現時点で約4か月間遅れておりますが、以前の予定から変わらず令和5年9月サービス開始を目指して建設を進めたいとのことでした。

○議長（水野秀一君） 11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） これは4年度3月の定例会の中で満場一致の可決をいただき、前向きにスピード感を持って進めていただく案件だと思っておりましたが、町のほうの対応はきちっとやっているが、相手方があるものですから、なかなか思うように進まない。ただ、これ申請事業でありますので、浅川町が窓口になって、やっぱり早め早めに進めていただきたい案件であります。当時、ふくじゅそうというグループホームがありましたが、令和元年度の台風の大変な被害受けまして、床上浸水になりまして、入所者は町の対応で事故、けがなど一人も出なかったんですが、やっぱり復帰できないということで撤退を見るに至りました。ぜひ、認知症の施設でありますので、やっぱり福祉として町では必要でありますので、ぜひ早めに進めていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本町としての対応はうまく行っておりますが、何せ相手次第でありますので、今後、推移を見守っていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 11番、金成英起君。

○11番（金成英起君） 私なんかね、大平病院の跡地の再利用でありますので、賃貸の契約の中で、私なんかは土地なんか無償でもいいと思います。使っていただくんであればね。施設がそういう施設でありますので、やっぱり町のほうでも何らかの形でできる限り援助すると。ただ、かかることは自社責任でありますので、固定資産税程度の賃貸料は頂く、あとは責任の中で、万が一ここから撤退していくときは更地にして返すと。だから、最低限度の約束事ができれば、私は問題ないと思っておりますよ。

○議長（水野秀一君） 総務課長、岡部真君。

○総務課長（岡部 真君） 土地の賃貸借契約につきましては、無償でやる場合については議会の議決等が必要、普通財産の貸付けの場合についてはそのような対応も必要かと思われます。現在のところ、何回か説明しておりますが、1年間で行政財産使用料に準じた価格、年40万近くの賃借料で契約を進めているところでございまして、業者さんのほうの話ですと資材高騰等もあり、ちょっと事業計画を若干見直しているようなところで遅れているようでございます。ですので、間もなく契約が締結されるものと、連絡を取り合っているところでございます。現在のところ、そういった進捗状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時50分